

令和6年度 沖縄振興拡大会議

令和5年度市町村要望事項に対する措置状況

期 日：令和6年4月30日

沖 縄 県

目 次

I 市町村共通要望事項

1. 日米地位協定の見直しについて	1
2. 台風災害による支援策について	2
3. 不発弾等の早期処理について	2
4. 離島振興に向けての財政支援について	3
5. 『離島空路整備法（仮称）』の制定について	4
6. 特定町村（人材確保支援計画の対象となる町村）の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について	4
7. 離島医療の支援強化について	6
8. 国民健康保険事業に対する財政支援について	6
9. 日台漁業取り決めの抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりについて	7
10. 海岸漂着ゴミ処理対策について	7
11. 文化財保護に関する県補助金の増額について	8
12. 子どもの貧困対策について	9
13. 国民健康保険制度における国庫負担減額調整の見直しについて	9
14. 特別支援教育環境の充実について	10

Ⅱ 各地区提出要望事項

1 北部地区提出要望事項

1. 名護湾沿岸のまちづくりについて	11
2. 国民保護法に基づく避難実施要領パターンの作成について	12
3. 砂防区域内の維持管理と河川改修について	12
4. 水源基金創設に関する要望について	13
5. 世界自然遺産登録における今後の環境保全対策について	14
6. 饒波川砂防事業の早期完了について	14
7. 安心安全な国道の整備について	14
8. 県営住宅の東村への建設について	15
9. 不発弾等の処理について	15
10. 村内保安林整備・治山事業について	16
11. 沖縄県執行事業の早期整備完了について	16
12. 名護東道路の本部方面への延伸について	17
13. 県道、国道の除草対策について	18
14. 松くい虫被害木の伐倒駆除について	18
15. 宜野座恩納線（県道）の整備促進について	19
16. 河口閉塞の対策等について	19
17. 地域活性化インターチェンジやスマートインターチェンジの設置について	19
18. 町道屋嘉60号線の県道への格上げについて	20

19. 伊江港港湾整備事業の促進について	21
20. 伊江島空港の有効活用について	21
21. 伊平屋・伊是名間の架橋整備の推進について	21
22. 伊平屋空港建設について	22

2 中部地区提出要望事項

1. 潮乃森の早期埋立完了及び整備促進について	23
2. 認可外保育施設への支援について	23
3. 重要港湾を結ぶ新たな重要物流道路として中部東道路の早期事業化と既存物流道路の機能強化について	24
4. 勝連半島一周道路にかかる県道37号線の老朽化対策と（仮称）勝連半島南側道路の整備について	25
5. 県立中部病院の機能強化（老朽化・狭隘化、医師等不足への対応）について	26
6. 那覇港浦添ふ頭地区の早期整備並びに西海岸道路の検討について	26
7. 知事公約である学校給食費無償化の新年度からの実現について	27
8. 嘉手納町の環境問題について	27
9. 沖縄振興公共投資交付金（公営住宅等整備事業）について	28
10. 主要地方道沖縄嘉手納線のバス停屋根、ベンチについて	29
11. 池田地内地すべり対策について	29
12. 県道155号線池田交差点の改良について	30
13. （仮称）沖縄読谷線及び国道58号バイパスに係る整備について	30
14. 既返還跡地の支障除去について	31
15. キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）の跡地利用について	31
16. 都市計画法第34条11号・12号区域内の用途緩和及び災害警戒区域等の除外の要件について	32

17. バス停上屋等の設置について	33
18. 中城公園整備事業の整備促進について	33

3 南部地区提出要望事項

1. 南部地域における国道の整備について	35
2. 南部地域における県道の整備について	37
3. 慰霊碑・戦争遺跡等の保存方策の確立について	44
4. 国民健康保険財政への法定外繰入（赤字補てん）について	46
5. 信号機の設置について	46
6. 医療費助成事業の拡充について	47
7. 「耐爆チャンバー」の導入について	48
8. 子どもの貧困対策について	48
9. バスの再編について	49
10. 沖縄県観光2次交通利便性向上体制構築事業（沖縄のりとおくチケットキャンペーン）の継続及び拡充について	49
11. 緊急浚渫推進事業債の継続について	50
12. 沖縄振興公共投資交付金について	51
13. 沖縄師範健児の塔及び関連施設の沖縄県平和祈念公園への編入について	51
14. 公共下水道の整備について	52
15. 久高島高速ブロードバンドインフラ整備について	52
16. 報得川の早期整備について	53
17. 南風原南IC周辺及び、黄金森公園線の早期整備について	53
18. マリントウン東浜水路の浚渫について	54

19. 海洋深層水大規模取水設備等の新設実現について	55
20. 渡嘉敷村内公共工事の入札不調に係る支援について	56
21. 駐在所の設置について	56
22. 県の補助事業に係る支援について	57
23. 渡名喜漁港の整備について	57
24. 南大東村港湾整備について	58
25. 北大東港船溜まり場の整備について	58

4 宮古地区提出要望事項

1. 産業廃棄物の処理にかかる輸送費にかかる補助について	59
2. 介護報酬改定等における国への要望について	59
3. 医療費助成事業の拡充について	60
4. 県営宮古広域公園の早期整備について	61
5. 農業振興地域整備計画の変更における地域の実態を踏まえた沖縄県同意基準等の運用の確立について	62
6. 与那覇前浜海岸及び西浜崎海岸の浸食に対する対策の実施について	63
7. 下地島空港の航空貨物取扱施設の早期整備について	63
8. 宮古空港横断トンネル整備について	64
9. 水道事業の広域化について	65
10. 多良間港（前泊地区）公園整備について	65
11. 多良間港（普天間地区）ターミナル建替工事について	65
12. 水納島浮き栈橋について	66

5 八重山地区提出要望事項

1. G I G Aスクール構想における補助制度の拡充及び環境整備に係る財政的支援について 67
2. 旧八重山病院跡地の利活用について 67
3. 離島児童生徒への派遣費助成について 68
4. 石垣市北部・西部地区の通学困難な高校生への支援について 68
5. 狩猟者研修センター等の建設について 69
6. 空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期供用開始について 70
7. 国際観光都市の確立に向けた新石垣空港の機能拡充について 70
8. 農林漁業資材等輸送費の補助について 70
9. 離島におけるごみの海上輸送費用補助について 71
10. 巡回診療の再開について 72
11. 港の整備について 72
12. 県道の整備について 72
13. 与那国空港及び新港湾の整備について 73
14. 国境交流再開に向けた事業への支援について 73
15. 離島地域における感染症予防・対応実行計画の策定支援について 74

I 市町村共通要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
共 1	日米地位協定の見直しについて	<p>県民の生命・財産と人権を守る立場から日米地位協定を抜本的に見直しするよう国に対し引き続き強力に要請していただきたい。</p>	<p>米軍基地に起因するさまざまな事件・事故等から、県民の生命・財産と人権を守り、県民の福祉の向上を図るためには、施設及び区域の提供、管理、返還や合衆国軍隊の活動及び合衆国軍隊構成員等の法的地位等について規定している現行の日米地位協定を見直す必要がある。</p> <p>日米地位協定が締結されて63年が経過した今も、相次ぐ県民の人権、女性の尊厳に関わる事件をはじめ、米軍機の墜落事故の多発など、米軍人・軍属等による事件・事故が後を絶たず、もはやその運用改善だけでは米軍基地をめぐる諸問題の解決は望めず、日米地位協定を見直すべきである。よって、同協定の早期見直しについて、国に対し要請する必要がある。</p>	<p>日米地位協定の見直しについて、米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人、軍属等による犯罪等が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。</p> <p>県は、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直す必要があると考えており、平成29年9月には、平成12年に実施した同協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、市町村等の意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、日米両政府へ要請を行っております。</p> <p>また、全国知事会に働きかけを行ったところ、令和2年11月の全国知事会議において、日米地位協定の抜本的な見直しを含む新たな「米軍基地負担に関する提言」が全会一致で決議されました。</p> <p>加えて、令和3年5月の本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理・縮小についての要請や、令和4年5月の「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」において、日米地位協定の抜本的な見直しについて求めております。</p> <p>さらに、日米地位協定の問題点を更に明確化し、見直しの必要性に対する理解を全国に広げることを目的として、他国地位協定調査を行い、令和6年2月には、これまでに実施した調査の結果を総括するシンポジウムを開催し、国民的議論の機運醸成を図ったところです。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>今後とも、軍転協や全国知事会、渉外知事会、各政党等との連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。</p>
共 2	台風災害による支援策について	<p>台風災害における住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から現在の災害復旧制度の適用基準を見直すよう引き続き国に対し強く働きかけていただきたい。</p>	<p>本県は、台風銀座と呼ばれるほど、地理的・気象的にも台風が通過する位置にあり、毎年台風の被害を被っている。平成15年宮古圏域を襲った台風14号では、全壊・半壊する建物は少なかったものの暴風に伴う窓ガラスの破損による人的被害や吹き込んだ雨水により、公共施設、学校、病院、家屋等広範囲にわたり甚大な被害を受け、長時間住民の生活に支障をきたし、精神的、肉体的にも大きなダメージを与えた。しかしながら、壊滅的な被害を被ったにもかかわらず、国の定める災害救助法や激甚災害法のような災害復旧制度は、地震や大規模な土砂災害など家屋が数多く倒壊する災害を想定していることから、同制度の適用基準に当てはまらないのが現状である。毎年のように来襲する台風による災害は、宮古圏域のみならず、本県全体にかかわる問題であり、台風災害における住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から災害復旧制度の適用基準を災害の大きさと被害の実態を総合的に判断する等、適用基準を見直す必要がある。</p>	<p>災害復旧制度の改善については、全国でも要望が多く、全国知事会から積極的に国への要請を行っており、平成22年度の被災者生活再建支援制度における適用条件の緩和、激甚災害制度における局地激甚災害指定基準の緩和のほか、平成23年度には地方交付税法の一部改正により大規模災害等に係る特別交付税が必要に応じて交付可能となるなど、一定の成果が表れております。</p> <p>また、令和元年度には、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度について、一部損壊の住宅のうち、損害割合が10%以上の被害が生じたものについても支援の対象とされ、今般、令和2年12月には被災者生活再建支援制度について、全壊及び大規模半壊に加えて、新たに中規模半壊世帯が支援金の支給対象とされたところであり、</p> <p>県としましては、災害復旧制度を活用した早期の復旧が行えるよう関係大臣等に対し求めてきたところであり、引き続き、全国知事会とも連携し、要請していきたいと考えております。</p>
共 3	不発弾等の早期処理について	<p>不発弾等は、県民の円滑な経済活動や安心・安全な県民生活を確保する上で障害となっ</p>	<p>先の大戦で大きな惨禍を被った本県においては、未だに多くの戦後処理問題を抱えており、特に、不発弾等処理については、県民の日常の生活や生命、財産及び経済活動に直結する問題であり、早急に解決する必要がある。戦後70年余を経た今日、沖縄県には未だ多量の不発</p>	<p>県は、不発弾等対策については、戦後処理の一環として、国が責任を持って取り組むべきものと考えております。この観点に立ち、近年では、令和2年9月、10月、令和3年10月、令和4年9月、令和5年7月及び9月に</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>ており、その処理を戦後処理の一環として国の全面的責任において、次の事項の実現方について、国に対し強く働きかけていただきたい。</p>	<p>弾等が埋没していると推定されており、県内で発見され、処理される不発弾の年間数量は全国の約5割を占めている。不発弾処理については、爆発事故に係る被害補償の問題など、未だ多くの課題を抱えており、課題の早期解決を図り、戦後処理の一環として国の全面的責任において行われるよう国に対し、強く要望する必要がある。</p>	<p>関係大臣に対し、不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等について要望してきたところであります。</p>
		<p>1 不発弾等爆発事故の被害補償について (1) 不発弾爆発事故等に係る被害補償制度の創設</p>		<p>不発弾爆発事故等に係る被害補償制度の創設について、平成20年度に沖縄県不発弾等対策安全基金を創設したところであり、被害者への見舞金、被害を受けた公共及び民間施設等への支援金について、基金からの支出で対応することとしております。</p>
		<p>2 不発弾等処理について (1) 不発弾等処理の国による直接実施 (2) 不発弾等の現場保存、警備及び保安措置の国による直接実施</p>		<p>不発弾等処理の国による直接実施、不発弾等の現場保存、警備及び保安措置の国による直接実施については、県として、県民の安心・安全を確保し、市町村等の負担軽減を図るため、引き続き、国に要望してまいります。</p>
共4	離島振興に向けての財政支援について	県費上乗せ補助（離島加算）の見直しをせずに、これまでどおりの県補助率を継続して	これまで、離島市町村は、国・県の支援のもと、整備がされ、離島市町村の振興に大きく貢献している。県は、行財政改革プランで、県費上乗せ補助（離島加算）の見直しを検討しているとのことであるが、離島市町村は、依然として財政運営が厳しい状態が続いており、そ	県としては、均衡ある県土発展及び離島地域における定住条件の確保の観点から、農業農村整備事業等による離島振興は不可欠であると考えており、補助事業における離島加算について継続して取り組んでまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>いただきたい。また、新たに離島振興交付金（仮称）を設置していただきたい。</p>	<p>れが実施されると離島市町村における振興に多大な影響が出る。については、離島市町村における産業振興を図る上から、県費上乘せ補助（離島加算）の継続及び離島振興交付金（仮称）を新設して、離島振興に取り組む必要がある。</p>	<p>新たな交付金の設置につきましては、平成24年度に沖縄振興特別推進交付金が創設され、離島における定住条件の整備など、沖縄固有の特殊事情に起因する課題の解決に向けて、よりの確かつ効果的に施策を展開できる環境が整備されております。</p> <p>離島市町村におかれましては、諸課題の解決に向け、沖縄振興特別推進交付金等を有効に活用いただくとともに、県としましても、離島市町村と緊密に連携し、当該市町村の行う事業の円滑な実施が図られるよう努めてまいります。</p>
共5	『離島空路整備法（仮称）』の制定について	<p>離島航空路線の維持・充実を図るため、『離島空路整備法（仮称）』の制定についてご尽力をいただきたい。</p>	<p>離島における航空路線は、航路とともに離島住民の生活や産業振興に極めて重要な交通手段であり、民生安定の上から欠くことのできない生活路線である。航空路線の維持・充実を図るためには、離島航路整備法と同様に関係航空路線の欠損補助等を骨子とした『離島空路整備法（仮称）』の制定が必要である。</p>	<p>離島航空路の安定的な確保及び利便性の向上を目的に、運航費及び航空機購入費用に係る財政支援、航空機燃料税等の公租公課の軽減措置が実施されておりますが、これらの内容をより確実なものとするため、新たな法制の整備についての要望を国に行ってきたところであります。</p> <p>県としましては、引き続き関係都道府県等と連携して、その実現に取り組んでまいります。</p>
共6	特定町村（人材確保支援計画の対象となる町村）の地域保健活動を推進する人材確保・	<p>① 保健師の計画的・継続的確保特定町村において、保健師の安定した確保・定着について更なる支援をしていただきたい。</p>	<p>特定町村保健師の多くが、他県を含む島外出身者であり、地理的、社会的不利性等から採用後も勤続期間が短いことが多く、安定した確保・定着に苦慮している状況である。住民へ安心ある質のよい保健活動を提供するためには保健師の継続的な確保・定着は必要不可欠であり市町村における保健師の計画的な採用が可能となるような制度の創設等が必要である。</p>	<p>県では、平成9年度より「沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画」に基づき、特定町村保健師の確保支援と定着支援を行っているところであります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	資質向上等について	② 人材育成採用した新任保健師等に対し地域実状に応じた現任教育等、人材育成及び資質向上について引き続き全面的に支援をしていただきたい。	特定町村においては、ようやく採用した保健師の多くが、新卒者であるため、地域保健活動の経験がなく、円滑に保健事業を進めることが困難であり、また、保健の専門職や先輩保健師等もいないため専門的な実務及び資質向上研修を町村独自で実施することも困難である。現在、新採用保健師については、県保健所保健師の支援で1年間の現任教育による実務研修が行われており、特定町村の保健事業の実施推進に大きな効果をあげているため、勤続年数に見合った研修の実施や特定町村保健師と県保健師間、保健所管内の市町村保健師間の人事交流等人材育成及び資質向上等について更なる支援が必要である。	特定町村における人材育成支援では、保健所による新任保健師の現任教育支援や集合研修等と併せ、平成30年度から退職保健師（コーディネーター）を活用した現地での現任教育支援事業を実施しているところです。 また、行政に勤務する保健師の資質向上を図るため階層別研修等を実施しており、引き続き支援を行います。
		③ 保健師の複数配置保健師の加重負担を軽減するためにも、保健師の複数配置が促進されるよう支援していただきたい。	小規模町村では、保健師1名で保健業務（保健・福祉・介護等）が行われていることが多くその責任や負担も大きく、保健師の安定した確保につながっていない状況がある。また、専門的職種であるがゆえの閉塞感等が辞職理由の1つとも考えられている。そのため保健師の複数配置は急務であり、継続的な確保が促進されるためにも、その支援が必要である。	保健師1人配置、又は産休等により休暇者が生じた場合等において、地域保健事業が円滑に実施できるよう「沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画」に基づいて、平成27年度から、短期間・スポット的な応援保健師の人材紹介など体制整備を行っているところであります。
		④ 財政的支援特定町村における保健師の確保及び資質の向上が図られるよう引き続き財政面等の支援をしていただきたい。	特定町村における保健福祉行政が円滑に推進し、保健師の安定確保及び資質向上が引き続き図られるよう、更なる財政支援が必要である。	保健師の配置につきましては、地方交付税が措置されているほか、人件費に対する国庫補助も措置されております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
共 7	離島医療の 支援強化に ついて	離島地域における医療は特殊事情に起因する制約も多く、医師及び医療従事者は生活や労働環境の整備、診療所の管理運営等多くの支援を必要としているため、その強化を図っていただきたい。	本県は地理的特殊性ゆえに県立診療所、町村立診療所と2通りの診療所体制がとられており、ほとんどの診療所が医師1人体制であるため、その勤務環境や診療所運営は厳しい状況にある。その上、診療所施設や医療機器等の設備についても十分とはいえず、医師等は多くの不安を抱えたまま医療サービスの提供に従事している。医師及び医療従事者の安定的な確保を図るためにも、労働環境や生活環境の整備、診療所運営の支援及び診療所施設、医療機器の老朽化に対する支援について、更なる強化が必要である。	県では、離島・へき地における安定的な医療の提供を図るため、へき地診療所や医師住宅等の施設整備に要する経費及びへき地診療所の運営、機器整備に要する経費に対し、補助を実施しており、今後も住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な医療支援を行ってまいります。
共 8	国民健康保険事業に対する財政支援について	国民健康保険事業の前期高齢者交付金は、去る大戦の影響による高齢者の加入率の差により交付金額に大きな不均衡が生じているため、沖縄県の特殊事情を考慮していただき早急な対策を図るよう国に対し強く働きかけていただきたい。	沖縄県の市町村国保の財政状況は、「前期高齢者財政調整制度」以降、急激に悪化している。この制度が前期高齢者の加入割合に比重をおいて算定される仕組みであるため、先の大戦の影響により出生数が減少した本県においては、前期高齢者加入割合が著しく低く不利な制度となっている。「前期高齢者加入割合が著しく乖離して低い本県の前期高齢者交付金」と「全国平均並みの加入割合で算定される交付金」との差額を是正する新たな財政支援措置を講ずる必要がある。	沖縄県の前期高齢者交付金の交付額につきましては、令和4年度に約308億円、令和5年度は約334億円が交付され、令和6年度は346億円の見込みとなっており、高齢化の進行に伴い、年々、増加してきております。 しかしながら、平成20年度に退職者医療制度に代わり導入された前期高齢者財政調整制度に伴い、市町村国保の財政状況が悪化したことから、県としては、本来であれば、制度移行時に本県の特殊事情に配慮した何らかの激変緩和措置が必要であったと考えております。 そのため、県は、市町村及び国保連合会等と連携し、本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援について国に要請してきたところであり、今後とも市町村及び国保連合会等と連携し、適切に対応していきたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
共 9	日台漁業取り決めの抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりについて	県内漁業者に不利な現在の取り決め内容を抜本的に見直すよう国等に働きかけるとともに、漁船の安全操業・安全航行確保のため、周辺海域の取り締まりを強化していただきたい。	日台民間漁業取り決めについては、令和4年度に開催された日台漁業委員会第9回会合において、平成31年度から続く現行操業ルールが、令和5年度も引き続き適用されることとなった。マグロはえ縄の漁場である八重山北方の「三角水域」は、現在約6割の区域が台湾漁船の操業を優先する台湾側にとって有利な区分となっているため、同取り決めの抜本的な見直しを求めている。また、尖閣諸島国有化以降、その周辺海域では中国公船による尖閣侵犯が繰り返され、漁業者の安全が脅かされている。ついては、日台漁業取り決めの特別水域のあり方等に関し、県内漁業関係者の意見が反映されるように国等に働きかけるとともに、排他的経済水域における貴重な海洋資源の保全と漁船の安全な操業・航行確保のため、宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりの強化を図る必要がある。	<p>県は水産関係団体と連携し、これまでも、国に対して要請を重ねてきており、去る令和6年2月にも、「操業ルールの改善と操業安全対策の強化等」を要請しております。</p> <p>また、操業安全対策としては、「沖合操業の安全確保支援事業」により、漁船に無線機を設置する際の補助を実施し、天気予報、船舶の航行のトラブル等といった情報の伝達手段を確保しております。</p> <p>県としましては、引き続き、水産関係団体と連携し、操業ルールの改善と漁業者の安全確保等について国に求めてまいります。</p>
共 10	海岸漂着ゴミ処理対策について	海岸漂着ゴミの防止策及び処理対策を継続的に講じていただきたい。	沖縄本島及び離島の海岸には、プラスチック容器類や発泡スチロール、漁具、流木、廃油ボール、医療廃棄物などの大量の海洋ゴミが漂着し、海岸線及び海浜の景観を損ねている。地域住民や各種団体等のボランティアによる回収もなされているが、自治体は海岸漂着ゴミの回収及び処理に多額の費用がかかり苦慮しているのが実情である。近年においては、大型の漂着ブイや木材なども多く離島内での処理が難しい状況にある。海岸漂着ゴミには海洋投棄や周辺諸国からのゴミ等が含まれており、海浜景観を損なうだけでなく、有害・危険物資による海浜や海岸・海洋生物への汚染・危害という重大な環境問	<p>県では、国の地域環境保全対策費補助金を活用し市町村・地域住民及びボランティア団体の協力も得ながら海岸漂着物対策を実施しております。</p> <p>今後も地元市町村等関係機関とも連携を図りながら、海岸漂着ゴミの処理対策及び発生抑制対策に取り組むため、引き続き、海岸漂着物の処理が円滑に進むよう、国に対し、財政支援及び海外由来漂着物への対策を求めてまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>題も懸念されており、さらに、高密度の微細プラスチックごみ（マイクロプラスチック）が検出され、これを飲み込んだ魚や海鳥が体内に蓄積し、人体への影響も懸念されるなど深刻な事態である。きれいな海浜、美しい自然環境を保全し、県のリーディング産業である観光産業の持続的な発展を図る上からも継続的に海岸漂着ゴミの防止策及び回収・運搬・処理対策を講ずるに必要な事業費を市町村の財政負担にならないよう万全な措置を講じる必要がある。</p>	
共 11	文化財保護に関する県補助金の増額について	<p>① 国庫補助事業に伴う県補助金を従前の10%補助にさせていただきたい。</p> <p>② 県指定文化財の保存整備に係る補助金を従前の50%補助にさせていただきたい。</p> <p>③ 文化財保護に対する沖縄県補助金総枠を増額させていただきたい。</p>	<p>沖縄県は、その歴史的・文化的特異性から貴重な文化遺産を多数有している。これらは、国内外から極めて高い評価と注目を集めており、文化的、観光的側面からその保護と活用が求められている。一方、沖縄県は、第二次世界大戦後米軍統治下にあったため、文化財保護法の適用を受けたのは1972年の復帰後であり、文化財の保護という面では他県に比して、立ち遅れたという経緯がある。しかし、国・県指定文化財及び埋蔵文化財にかかる国・県補助事業に対する県補助金の総枠は、平成10年度から削減がなされ、県内市町村では、文化財保存整備事業や埋蔵文化財発掘調査等の事業規模の縮小や事業自体の凍結を迫られており、さらに、平成19年度からは補助金総枠の削減のみならず、補助率の大幅なダウンも行われ、より一層厳しい状況となっている。このように、県内の文化財保護は極めて危機的状況に陥っており、次世代へ護り伝えていかなければならない文化財を適切に保護するため、沖縄県の文化財関連予算を見直し、県補助金の増額をする必要がある。</p>	<p>県教育委員会では、市町村等が実施する文化財保護等に関する事業について、予算の範囲内での補助を実施しているところです。</p> <p>また、災害や経年劣化等により緊急の補修を要する有形文化財など、諸条件を総合的に判断し、優先度の高い事業については補助率に準拠した補助を行っているところであります。</p> <p>県教育委員会としましては、県民の貴重な共通の財産であり、地域資源としても注目されている文化財の保存・活用は重要な事業と認識しており、今後とも適切な予算確保に努めていきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
共 12	子どもの貧困対策について	内閣府「沖縄県子どもの貧困緊急対策補助事業」について、高率補助のまま令和5年度以降の事業継続を、国に対し強く要望していただきたい。	本県においては、沖縄県子どもの貧困緊急対策事業補助金を活用し、「子どもの貧困対策支援員の配置」、「子どもの居場所」を設置するなど困窮している世帯の子どもに対して支援を実施しており、今後も新たに「拠点型居場所」設置など事業を推進していく予定である。子どもの貧困対策事業については、事業効果が現れるまで息の長い実施が求められることから、安定した財源は必要不可欠であり、令和5年度以降の補助継続について、国に対し強く要望する必要がある。	<p>国に対して、沖縄県のこどもの貧困対策にかかる支援を求めてきた結果、「沖縄こどもの貧困緊急対策事業」については令和6年度以降も継続されることとなり、同事業費補助金総額は対前年度比約1.7億円増の18.5億円が措置されることとなりました。</p> <p>令和5年10月1日現在において、同事業を活用したこどもの居場所が県内で190箇所設置され、貧困対策支援員は109人配置されるなど支援体制が整ってきておりますが、支援が必要な子どもや保護者の生活実態は依然として厳しい状況であるため、国に対し、同事業の継続等について、引き続き要望してまいります。</p>
共 13	国民健康保険制度における国庫負担減額調整の見直しについて	子ども、重度心身障がい者等に対する医療費助成に係る市町村単独事業についての国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止するよう国に対し強く働きかけていただきたい。	現在、地方自治体においては、子ども、重度障がい者、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療機関を受診できるよう医療費の無料化を含む様々な助成制度を実施している。国は、医療費助成制度の現物給付化は医療費の増大をもたらす要因とし、現物給付により行った場合には国庫負担が減額調整され、減額分は、最終的には被保険者や住民の負担に転嫁されることとなる。重度心身障がい者への医療費助成は自動償還払制度を平成30年8月より実施しているところであるが、より利用者の利便性や経済的負担の軽減を図り、経済的理由により受診を控えることなく早期受診することで疾病の重篤化を防ぐためにも現物給付とする必要がある。また、未就学児については、平成30年度から現物給付化による国庫負担の減額調整措置を行わないこととしたが、未就学児以外を対象とする医療費助成制度についても減	<p>こども医療費助成に係る減額調整措置の廃止が盛り込まれた「こども未来戦略」が令和5年12月22日に閣議決定され、令和6年度における国の予算において、高校生までの医療費助成に対する減額措置を廃止するための予算が計上されております。</p> <p>重度心身障害者については、全国知事会等を通して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止することについて、国へ要望を行っているところであります。</p> <p>県としましては、今後とも全国知事会等を通して国に要望を行うなど、適切に対応していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			額調整措置を直ちに廃止し、財政の健全化と長期的な安定運営を図る必要がある。	
共 14	特別支援教育環境の充実について	特別な支援を要する児童・生徒への支援員配置を行っていただきたい。	本県では、特別支援学級に通う児童・生徒が年々増加しており、また、ADHD等による安全面から常に注意・支援を要する児童・生徒等も増えている状況にあり、担任一人での対応も困難な状況となっている。県内市町村では、学校における安全の確保、円滑な授業の実施等を目的に特別支援に係る支援員を学校に派遣する等対策を講じている。特に幼児期や低学年での支援はその後の成長において非常に重要な時期であり、手厚い支援を行うことが求められている。県全体における一定以上の教育水準の維持と向上の観点から、県による支援員の配置、又は、市町村への財政援助が必要である。	<p>公立幼小中高等学校において障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等のための「特別支援教育支援員」を配置するため、国は、都道府県・市町村に対して平成19年度から地方財政措置を開始しております。</p> <p>県教育委員会としましては、文部科学省の「切れ目ない体制整備充実事業」等、市町村が活用できる予算についての情報提供を行うとともに、引き続き、全国都道府県教育長協議会を通して、国の施策並びに予算に関する要望において、支援員の配置に係る地方財政措置についてさらなる拡充を要望してまいります。</p>

II 各地区提出要望事項

1 北部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
北 1	名護湾沿岸のまちづくりについて	名護湾沿岸のまちづくりとして、名護漁港の有効利活用等について、御協力をいただきたい。	名護市では、名護湾沿岸のまちづくりとして、名護漁港とともに名護市中心市街地を「名護漁港周辺エリア」と設定し、名護市のみならず北部地域における移動の充実に繋がる「交通結節機能の創出」として「名護市総合交通ターミナル」の整備計画に取り掛かるとともに、建物の老朽化が進む「中心市街地の再開発」に係る調査に取り掛かっているところである。加えて、名護漁港における機能の集約及び拡充による「水産業の振興」を図るための取組を検討している。ついては、名護漁港用地の効果的な活用検討や、中心市街地の再開発計画に伴う県道の拡張等への協力とともに、現在調査が進められている鉄軌道の誘致も国に対し引き続き求めていただきたい。これらの取組は、北部地域全体への波及が期待される取組となることから、沖縄県による御支援、御協力が必要である。	<p>国道58号を名護漁港内へ移設することについては、移設の必要性やそれに伴う海上保安庁防災ステーションや名護漁業協同組合事務所等の移転等が必要となることから、関係機関と十分な調整が必要となるものと考えております。</p> <p>漁港管理者としましては、引き続き、名護湾沿岸のまちづくり有識者懇談会の委員として、当会において情報共有や意見交換等を行ってまいります。</p> <p>県道71号線（名護宜野座線）の拡張等については、「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」の進捗を見ながら、必要に応じて協力していきたいと考えております。</p> <p>鉄軌道については、県土の均衡ある発展等の観点から、名護と那覇を1時間で結ぶ鉄軌道の導入に向けて取組を進めております。</p> <p>平成24年度に調査を開始して以降、構想段階の計画書策定や費用便益比の精緻化等に取り組んでおり、国においても、令和4年度からは県が求める特例制度の調査検討が行われるなど、着実に取組を進めているところであります。</p> <p>鉄軌道の導入は、沖縄21世紀ビジョンで掲げる県民が望む沖縄の将来像実現にあたり重要な事業であり、沖縄県としましては、その早期実現に向け着実に取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
北 2	国民保護法に基づく避難実施要領パターンについて	避難実施要領パターンの作成について、県が実施要領パターンを設定を取りまとめ、モデルパターン等を作成していただきたい。	国民保護法において、武力攻撃事態等により国民保護法が適用される事案が生じ、市町村の住民に対し避難の指示があった場合、全体が島嶼であることから、島外脱出等を含めた避難のための輸送力の確保、住民・観光客の誘導、武力攻撃に備えた避難所の確保を含めた避難実施要領を市町村が定めることとされている。実際に国民保護事態が発生した場合に備えて、避難実施要領パターンを作成する必要があるが、作成する知識やノウハウが不足しており、また、島外脱出のための輸送力確保などは市町村レベルで設定することが難しく、実効性を確保することが困難であることから、沖縄県において避難実施要領パターンを設定を取りまとめ、モデルパターンやひな形を作成する必要がある。	<p>国民保護法第61条では、避難の指示があった際、市町村長は住民の避難実施要領を定めなければならないと規定されており、同法に基づく国民保護の基本指針においては、市町村が予め避難実施要領パターンを作成するよう努めることとされています。</p> <p>県では、消防庁と連携して、避難実施要領パターン作成研修会を実施しているところであり、当該研修の講義では、パターンのひな型の提示や、その説明等も行っております。</p> <p>各市町村におかれましては、これらの機会を積極的に活用し、パターン作成の知識やノウハウを得るなど、理解を深めていただきたいと考えております。</p>
北 3	砂防区域内の維持管理と河川改修について	砂防施設の堆積土砂の除去と河川整備をしていただきたい。	国頭村内に設置されている砂防ダムについては、土砂が堤体上部まで堆積しているため土砂の除去が必要である。また、砂防ダム下流の安田川については、石積み護岸が決壊し集中豪雨による氾濫により人家への被害が懸念されている。安田地域では国の重要無形文化財に指定されている「安田のシヌグ」があり、安田川は古から地域の生活・文化・歴史に欠かせない場所であるため、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」自然環境再生による護岸整備が必要である。	<p>砂防ダムの土砂除去については、県内の各砂防ダムの堆積土砂を調査し、堆積土砂管理計画を作成しており、今後、優先度の高い箇所から対策に取り組んでまいります。</p> <p>安田川砂防ダム下流の流路工については、施設点検結果等を踏まえ、令和4年度に事業化し、現在、実施設計を行っているところであり、国頭村や地域住民等と意見交換を行い、自然環境や景観と調和した護岸形式となるよう取り組んでまいります。</p> <p>普通河川の安田川の河川整備については、管理者である国頭村において実施されるものと理解しており、普通河川の整備においては緊急自然災害防止対策事業（起債事業）等の活用が考えられます。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>県としましては、事業化に向けた協力及び支援を行っていきたいと考えております。</p>
北 4	水源基金創設に関する要望について	水源基金を創設していただきました。	<p>ダムが集中する本島北部は「県民の水がめ」として、中南部に水を供給する役割を担っている。しかし、高齢化と過疎化が進み、財源の乏しい北部地域では水源地域の環境保全や水源かん養機能の維持に苦慮しているのが現状である。そこで、受益市町村に水道使用量1立方メートルにつき、1円を負担してもらい、これを原資として水源基金を創設していただき水源の保全と地域対策を行う必要がある。</p>	<p>県では、水源地域に対する理解の促進と地域の振興を図るため、平成30年度まで実施してきた北部地域の水源涵養機能維持を目的とする1,000万円の事業に加え、令和元年度から、やんばるの環境保全対策や水源地域の振興に関する事業を新設し、「やんばるの森・いのちの水事業」として、総額3,000万円の助成事業を実施しております。</p> <p>事業実施に当たっては、毎年度水源地の市町村長を委員とした「水源地域環境保全事業実施委員会」を開催し、支援事業の決定や効果検証を行うなど、市町村の意向を踏まえた形で実施しております。</p> <p>また、令和2年度から毎年度、国頭村、大宜味村、東村と前回の要望事項等に対する回答を含め、意見交換を行っており、金武町、宜野座村とも面談を進めております。令和5年度も名護市を含めた6市町村長と意見交換を行っているところです。</p> <p>さらに、これら陳情要請の内容等について、受水市町村への説明にも取り組みつつ、受水市町村の意見も水源地域市町村へ情報提供を行っております。</p> <p>県としましては、今後とも水源市町村で構成する「沖縄北部地域ダム所在市町村連絡協議会」や受水市町村と意見交換等を行いながら沖縄本島の水の安定確保、水質の保全を図り、水源地域市町村の振興発展につながるよう取り組んでいきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
北5	世界自然遺産登録における今後の環境保全対策について	特定外来生物の防除・駆除及び犬、猫の放棄などの対策強化に取り組んでいただきたい。	大宜味村を含むやんばるでは、ツルヒヨドリをはじめとした特に植物における多くの外来生物の生育が確認されている。また、犬ネコの放棄による、在来生態系への影響も危惧している。国立公園の指定及び世界自然遺産登録を受け、地元や支援企業が一体となってその駆除に取り組んでいるところだが、生息範囲が広域で、一村で取り組むには限界がある。また、域内への流入源をくい止めることも重要な課題となることから、県全体の課題として、沖縄県が主導となり環境保全の施策と事業化に取り組む必要がある。	<p>県では、令和2年3月に策定したツルヒヨドリ防除計画に基づき、やんばる地域など重要区域からの排除を目標に、大宜味村、国頭村及び東村でツルヒヨドリの駆除を実施しており、今後も北部3村と連携し、やんばる地域における外来種対策に取り組んでまいります。</p> <p>また、犬猫の遺棄防止や終生飼養、飼いネコの室内飼いといった適正飼養の普及啓発を図るため、「一生うちの子プロジェクト」として、イベントや講座の開催、啓発用ポスター等の作成、テレビやラジオのCM、WEBサイトやSNSによる情報発信等を実施しており、引き続き環境省や市町村と連携し取り組んでまいります。</p>
北6	饒波川砂防事業の早期完了について	饒波川砂防事業の早期完了に向けて、取り組んでいただきたい。	当該河川においては、上流（土石流危険渓流）から台風等の集中豪雨により耕地や沿道構造物への被害が発生していることから、地域住民より抜本的な対策強く要望されている。そのため、大宜味村饒波区民の生命・財産を守るため、早期に事業を完了する必要がある。	<p>饒波川は、溪岸浸食に伴う土砂の通水断面の阻害の対策として平成19年度から流路工を整備する事業に着手しております。</p> <p>現在は、用地取得に取り組んでおり、早期事業完了に向けて取り組んでまいります。</p>
北7	安心安全な国道の整備について	東村内には国道331号が主要幹線道路として住民及び近隣市町村並びに観光客などが利用している。主要幹線道路として常に安心して安全な道路を維持していただきたい。	当該道路には歩道がなく高齢者などは車道の路肩を徒歩で往来している状況である。また、健康増進のためランニングなどに利用している村民は常に自動車の往来を気にしつつ利用している。台風時には越波で当該道路は、通行が困難となる。大型軍用車両も通行していることから歩道の必要性を強く感じる。地域住民から道路の修繕の要望が絶えず、早急な改善を要望する。国道331号は、「みなし道路」ではない。地籍を確定させ適正な整備を行う必要がある。	<p>県管理道路の荒天時における越波、落石対策等については、道路護岸、落石防護壁等の整備を鋭意進めているところであります。</p> <p>当該区間の過去の被害状況を踏まえて、緊急輸送道路や生活道路としての機能に影響を与える区間について、防災対策を検討していきたいと考えております。</p> <p>歩道整備については、歩行者等の利用状況を踏まえ、歩道整備の必要性等を検討していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				また、整備に際しては、道路法第18条に基づき道路区域を決定するなど、引き続き適正な道路の維持管理に取り組んでまいります。
北8	県営住宅の東村への建設について	県営住宅を東村へ建設していただきたい。	東村は、人口減少及び高齢化が進んでいることから平成22年に定住促進計画を作成し、定住促進住宅の整備や子育て支援の充実などに取り組んできた。これまで子育て世代や若年層向けの定住促進住宅を79戸整備してきたが、ほぼ満室であり、住宅の供給が間に合っていない状況である。そのため、村ではさらに定住促進住宅の建設を予定しているが、県においても県営住宅を建設し過疎地域の人材確保に協力いただく必要がある。	<p>県では、市町村域を超えた広域的な需要や地域バランスを考慮した公営住宅の供給を行っており、過疎地域等における定住促進を図るための公営住宅建設については、住民生活に身近であり、地域実情に精通した市町村が主体となり進める必要があるものと考えております。</p> <p>市町村における公営住宅の整備等については、引き続き意見交換を行うとともに、予算の重点配分を行うなどその支援に努めてまいります。</p>
北9	不発弾等の処理について	古宇利島沖に存在する沈没船に搭載された不発弾等の処理について、沖縄県全体の深刻な問題であると理解していただき、沖縄県がリーダーシップを発揮して国が責任をもって所有者を特定し、所有者と協議を進めるよう要請していただきたい。	平成12年に第11管区海上保安部の調査によって外国籍沈没船が発見された。今般、当該沈没船を調査していく中で、爆雷が搭載されていることが判明した。基本的にはその場で爆破処理することになるが、先の大戦によって多くの犠牲者を出した場所であるため、遺族等によるセレモニーが催されており、その場で爆破処理を行うべきではない。場合によっては、国家間の問題になり得ることも予想される。また、海上自衛隊においても、未発見の不発弾等を誘爆する恐れがあること、爆破の影響が推測困難であることから爆破処理は不相当としており、今帰仁村としても身動きが取れない状況である。以上のことから、沖縄県がリーダーシップを発揮し国の責任における解決が必要である。	<p>今帰仁村古宇利島沖の沈没船（米駆逐艦エモンズ）に存置されている爆発性危険物処分に関しては、令和2年6月に海上自衛隊からの呼びかけで、海上自衛隊、県防災危機管理課、県教育庁文化財課が調整を行ったところです。</p> <p>海上自衛隊としては、今後も爆発性危険物の処分に向けて調整したいとのことであり、県としても文化財としての取扱も含め調整していきたいと考えております。</p> <p>他方、当該沈没船は沖縄戦時の水中遺跡、埋蔵文化財としての側面もあります。そのため、不発弾処理を含む改変を行う場合は、文化財保護法に基づき適切な措置を講ずる必要があります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>県教育委員会としましては、今後も今帰仁村教育委員会と連携しながら、適切な保護が図れるよう協力していきたいと考えております。</p>
北10	村内保安林整備・治山事業について	海岸保安林及び防潮林の防風柵を含めた再整備及び治山事業を拡充していただきたい。	台風等自然災害の影響や害虫等の食害により、今帰仁村内の海岸線に枯死した防風林・防潮林が多く、特にモクマオウの枯木の多くが危険木となっている状況である。地域の多面的機能や景観を保つ観点、また、防風林・防潮林の指定目的を果たすためにも早急な対応が必要である。	<p>県では、台風や季節風等の潮風害により衰弱・枯損し、防潮・防風機能が低下した保安林について計画的・継続的に防災林造成事業等を実施し、保安林の整備や機能回復を図っているところであります。</p> <p>今帰仁村の保安林につきましても、荒廃状況や治山事業の採択要件等を考慮しながら、事業実施の可能性等について、意見交換を行っているところであります。</p>
北11	沖縄県執行事業の早期整備完了について	本部町内で沖縄県が執行する4事業（国道449号本部北道路、県道85号名護本部線、満名川河川改修、本部港整備）について、早期に整備を完了していただきたい。	現在、本部町内で沖縄県が執行している国道449号本部北道路、県道84号名護本部線、満名川河川改修、本部港整備については、本部町の生活基盤をより一層充実させることはもちろん、沖縄県全体のさらなる振興に寄与する大きな可能性を持っている。特に、本部港は国際旅客船拠点形成港湾として指定されていることから、クルーズ船の受け入れに向け、C I Q機能を持つターミナルビル及びクルーズバースを一体的に整備する必要がある。しかし、近年は国からの予算配分が少ないことなどにより、4事業とも進捗が悪い状況であるため、本部町、本部町議会、および行政区からも早期の整備完了について要請を続けているところである。ついては、地域振興の動きが活発化する今、これら事業ひとつひとつの完了により、本部町および沖縄県全体のさらなる振興を確実なものとするためにも、事業整備を早期に完了する必要がある。	<p>国道449号本部北道路は、平成21年度に事業着手し、本部大橋の補修や用地取得を優先的に進めており、引き続き早期の4車線供用に向けて取り組んでまいります。</p> <p>県道84号線（名護本部線）は、平成25年度に事業着手し、渡久地橋の整備や用地取得を優先的に進めており、早期整備に向けて取り組んでまいります。</p> <p>満名川については、平成30年度より河川改修に着手しており、第一渡久地橋から開洋橋区間の護岸保護工を完了しております。</p> <p>今後も所要額の予算確保に努め、引き続き事業に取り組んでまいります。</p> <p>本部港のターミナルビルについては、国際旅客船拠点の形成に向けて、港湾管理者と連携する民間事業者が整備する予定となっておりますが、令和4年10月に連携事</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>業者が精算命令を受けたことから、同社の動向に注視しつつ、国の助言を得ながら、引き続き官民連携による国際クルーズ船の拠点形成に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>なお、本部港における大型クルーズ船が寄港可能な岸壁は、令和5年台風6号により一部が損傷したため、早期の復旧に向けて、鋭意取り組んでいるところであります。</p>
北 12	名護東道路の本部方面への延伸について	過疎化の歯止めと若者の定住促進及び広域活動支援の推進と沖縄県内の均衡ある発展を図るため、地域高規格道路「名護東道路」を本部方面へ延伸するよう国に働きかけていただきたい。	本部半島は、年間約500万人が訪れる海洋博公園や、世界遺産今帰仁城跡など、沖縄北部地域に観光客を誘引する重要な観光拠点を擁しており、今後も観光関連産業への波及効果が期待されている地域でもある。また、伊江村、伊平屋村、伊是名村といった離島地域を結ぶ港や、本土港路が発着する港、周辺離島や北部地域の物流拠点の要所となっている。一方、当該地域には、厳しい過疎化・高齢化の進展、人口流出といった問題のほか、農林水産業をはじめとした既存産業の活性化や新たな産業振興等、早急に解決すべき課題が山積みしている。地域医療格差の緩和等による住民の生活福祉の向上や、北部地域における輸送に係る時間的・経費的ロスを縮小するため、県道84号名護本部線にアクセス可能な箇所へ地域高規格道路「名護東道路」を接続し、県道84号名護本部線と一体的に整備することを、国に働きかけていただく必要がある。	<p>名護東道路の伊差川から先の延伸については、令和3年3月、沖縄ブロック幹線道路協議会において、新広域道路交通計画の高規格道路に位置付けられております。</p> <p>名護東道路の延伸については、関係機関と連携し、国に対して早期の事業化を要望していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
北 13	県道、国道 の除草対策 について	雑草が多く、景 観の観点から除草 対策を行っていた きたい。	恩納村は長大な海岸線や緑深い山々をはじめとした自然環境を有しており、これらを観光資源に国内有数の観光リゾート地として発展し、多くの観光客が訪れている。しかし、海岸沿いの国道、県道の雑草が多く目立っており、観光リゾート地としての景観が損なわれている。もちろん道路関係者におかれては、除草を行い努力されているのは、十分に理解しているところであるが、雑草の成長の早さに除草作業が追いついてなく、また、その雑草には、蜂やハブなどの住みつく可能性があることから、通行人に害を及ぼす危険性がある。また、中央分離帯や植樹帯に除草対策で、張りコンクリートが設置されているが、コンクリートの目地から草が生えている状態になっているのも見られるので、更なる除草対策の必要がある。	県は、「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン（H29.3）」及び「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画(R4.9)」に基づき、適正な雑草管理に取り組んでいるところ。 また、性能規定方式による道路除草業務も行っており、関係団体等との意見交換を継続し、令和6年度以降の県全域への拡大に取り組んでいきたいと考えております。
北 14	松くい虫被害木の伐倒 駆除について	駆除に係る予算 確保と効率的な駆 除に向けた支援を 行っていただきたい。	松くい虫被害木の伐倒駆除については、沖縄県の協力のもとこれまでも実施しているが、被害の拡大傾向に歯止めがかからず対応に苦慮している。観光立村である恩納村の景観にも影響していることから、これまで同様な伐倒駆除の継続と、専門家を交えた抜本的な解決策を構築する必要がある。よって、効率的な事業実施のため、駆除に係る十分な予算の確保及び効率的な対策を行うための専門的な支援が必要である。 ※県道植栽帯の松の被害も多く、被害防止（樹幹注入等）対策も必要である。	松くい虫の防除については、公益的機能の高い松林（保全松林）を中心に、県と関係市町村が連携して「選択」と「集中」による防除を実施しております。 その結果、県全体の被害量は令和2年度まで減少傾向で推移していましたが、令和5年9月の県全体の被害量は前年度の約2倍に増加しており、恩納村を含む北部の一部地域で増加するなど、被害が拡大しております。 県では、沖縄振興特別推進交付金を活用し、保全松林以外の松林について「沖縄型森林環境保全事業」による恩納村の防除を継続して、支援してまいります。 なお、防除の実施にあたっては、森林総合研究所及び琉球大学の専門家を委員とする防除戦略検討委員会を設

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>置し、松林の分布状況等を考慮した効率的・効果的な防除の検討を行っております。</p> <p>また、道路植栽帯等の松については、所管部局と連携し、被害防止対策に努めてまいります。</p> <p>引き続き、防除の実施にあたっては、恩納村と連携し、効率的・効果的な防除に取り組んでまいります。</p>
北15	宜野座恩納線（県道）の整備促進について	国道329号と国道58号を連結する広域的な道路を県道として早期に実現していただきたい。	宜野座恩納線（仮称）は、宜野座村、金武町及び恩納村を連絡する広域ネットワークの東西骨格軸と位置づけられ、過年度に概略ルート案を検討しているとのことであるが、今後、新たな沖縄振興計画や東海岸サンライズベルト構想等が展開されていく中で、より重要性が増していくものと考えている為、道路の計画への位置づけ等、検討状況の情報共有を含め、引き続き整備実現に向けた取組が必要である。	宜野座恩納線（仮称）については、現在、宜野座村、金武町及び恩納村を連絡する道路として概略ルート案を検討しているところであり、引き続き、地元自治体と意見交換を行っていきたいと考えております。
北16	河口閉塞の対策等について	河口閉塞対策の早期実現に向けて取り組んでいただきたい。	宜野座村では2級河川である漢那福地川の河口閉塞が課題となっている。上流には漢那ダム、河口付近には道の駅「ぎのざ」等が立地し、観光拠点における景観への配慮や、カヌー体験なども行われており、早急に対策する必要がある。砂の堆積箇所は現在漁港区域であり、沖縄県土木建築部より漁港管理者との協議・調整を進め、河川管理区域の変更手続きを行っていくとの回答を頂いているが、早急に協議を進めて頂き河川の維持管理を確実に実施して頂くとともに、導流堤の整備など抜本的な改善対策の検討も必要である。	<p>漢那福地川河口部における漁港区域については、現在、河川区域へ変更するため、宜野座村等関係機関と調整を進めております。</p> <p>当該区域を河川区域へ変更した後は、適宜、浚渫等を行い適切な維持管理に努めてまいります。</p>
北17	地域活性化インターチ	国道329号の渋滞の解消及び地域	金武町には、米軍施設キャンプ・ハンセンがあり当該施設に軍車両や軍属の車両等が頻繁に出入りし、朝夕の	国道329号金武地区の渋滞については、国等で検討委員会を設置し、改善に向けて取り組んでいるとのことであ

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	ェンジやスマートインターチェンジの設置について	活性化を図るため県道104号線沿いにスマートインターチェンジの設置に御協力いただきたい。	出通勤時間になると国道329号は慢性的な渋滞が発生している状況である。このような状況を踏まえ、金武町としては、当該車両が県道104号線沿いに設置されているキャンプ・ハンセン第3ゲートを活用することにより、渋滞の解消や町民の不安の解消などに努めていきたいと考えている。また、億首川周辺においては、金武ダム、ネイチャーみらい館、億首川プロムナード施設等の施設が整備されている。また、現在、ギンバル訓練場跡地には、沖縄県の海岸環境整備事業や、金武町の進める海浜公園及びアクセス道路の整備や、屋内運動場の整備も完了し、さらに、民間開発による温泉施設も開業したことにより、金武町の活性化に向けて取り組んでいるところである。このようなことから、沖縄自動車道からのアクセス条件を緩和することで渋滞の解消や、億首川周辺への誘客を図ることで地域活性化に繋げていくためにも、県道104号線沿いに、地域活性インターチェンジやスマートインターチェンジの設置が必要である。	ります。北部国道事務所によると、金武IC付近の交差点改良は令和5年3月に完了しており、現在、屋嘉IC付近の一部3車線化に取り組んでいるとのことです。 金武町付近へのスマートインターチェンジの設置要望については、米軍施設用地の使用等に関する協議が伴うことが想定されることから、慎重に検討する必要があると考えております。今後、その整備の必要性も含め関係機関と意見交換を行っていききたいと考えております。
北18	町道屋嘉60号線の県道への格上げについて	町道屋嘉60号線が県道88号線としての役割を果たしている状況が続いているので、県道への格上げに御協力いただきたい。	町道屋嘉60号線は国道329号から県道88号線を接続する道路であり、金武町と恩納村を結ぶ道路となっている。県道88号線は、過去に前田川の側から国道329号に接続する計画があった。しかしながら、地元からの反対があり、整備が延期となったため、暫定的に町道へ接続した経緯がある。現在も計画は実施されておらず、町道が県道としての役割を果たしている状況が続いている。町道屋嘉60号線は、金武町屋嘉地区の生活用道路としてではなく、国道329号と県道88号線を接続する機能が主である	屋嘉恩納線については、国道58号及び国道329号から沖縄自動車道へ接続する路線となっており、暫定的に町道へ接続している状況であります。 国道329号へ接続する未整備区間については、町道を利用するルートも含め課題の整理を行っているところであり、引き続き金武町と意見交換を行っていききたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			ため、前段の経緯も踏まえた上で、県道への格上げを行う必要がある。	
北 19	伊江港港湾整備事業の促進について	伊江港港湾整備事業の早期整備をしていただきたい。	現在、伊江港では台風時に、風浪・うねりで港湾内の静穏性が十分に確保されていないため、2隻のフェリーは長時間をかけて今帰仁村運天港への避難を余儀なくされており、就航率低下の要因となり、安定的なフェリー運航に支障を来していることから、伊江港での一時避難係留施設の整備とプレジャーボート係留施設を伊江港西側港内に整備する必要がある。	伊江港では、平成29年度から港内の静穏度を向上させる対策工事を実施し、令和5年3月に完成しております。 今後の新たな港湾施設の整備については、伊江村と意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。
北 20	伊江島空港の有効活用について	伊江島空港の定期便就航に向けた施設整備と運用制限の抜本的改善を行っていただきたい。	離島である伊江村は、地理的自然条件による格差は依然として大きく、島への交通アクセスはカーフェリーを主としており、気象条件等に大きく左右されることから伊江島空港を活用した交通ネットワークの構築が望まれている。また、北部地区への観光の移動手段は陸路のみであることから、観光客の受入れ態勢の強化のためにも慢性的な交通渋滞の解消が必要不可欠であり、空路、陸路の交通ネットワークの構築は伊江村の定住環境の向上のみならず北部地区の活性化、併せて沖縄全体の観光振興にも大きく寄与すると推察する。伊江村では、令和4年度に「伊江島空港活用調査業務」を実施し、定期便の再運航に向けて、旅客需要予測調査、航空会社の意向調査等の多角的な調査・検討に着手している。本調査結果を県と共有しながら連携し、伊江島空港の施設整備、運航会社誘致に向けた取組を行う必要がある。	伊江島空港への定期便就航に当たっては、運用制限等の改善や伊江島空港を活用した観光需要予測をはじめ、受入体制のあり方、ヘリコプターによる運用を含めた参入航空会社の意向確認等、伊江村とも意見交換しながら定期便就航の実現可能性について、様々な観点から検討する必要があると考えております。 伊江島空港の施設整備については、具体的な就航計画を踏まえ検討していきたいと考えております。 伊江島補助飛行場空域における使用制限の緩和については、具体的な空路の活用の検討状況等も踏まえ、伊江村と連携し取り組んでまいりたいと考えております。
北 21	伊平屋・伊是名間の架	伊平屋・伊是名間架橋の早期実現	伊平屋・伊是名両村は、これまで生活基盤や観光の整備等、農漁業を中心とした地域振興を精力的に推進し、一定の成果を収めてきた。しかし、産業や教育、医療、	伊平屋・伊是名架橋については、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受けて、平成23年度に、整備の可能性調査を実施しております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	橋整備の推進について	をしていただきました。	福祉等、離島のハンデである地理的自然条件による格差は依然として大きく、なお一層の定住環境の整備が必要である。そのためにも、陸・海・空路の交通ネットワークの確立は最優先課題であり、離島の隔絶性や狭小性を緩和し、沖縄本島との格差を縮小させ、地域振興を図っていくために、両村を結ぶ架橋は不可欠であり、その実現によって両村の財政負担も大幅に軽減され、村民サービスに大きく貢献するものと考ええる。以上のことから、両村民の悲願である伊平屋・伊是名架橋を一日も早く実現させる必要がある。	<p>その結果、技術上及び環境上の課題、費用対効果や膨大な予算の確保など、多くの課題が明らかとなっております。</p> <p>今後、これまでの調査結果を踏まえ、課題克服の可能性について、研究に取り組んでまいります。</p>
北 22	伊平屋空港建設について	伊平屋空港設置に向けて、早期建設を実施していただきたい。	伊平屋・伊是名両村と沖縄本島との間を結ぶ交通手段は、唯一海上交通のみであり、両村のフェリーは1日2便往復しているが、夏場の台風時期や冬場の荒天時期など欠航を余儀なくされており、物資の遅配や観光客・イベントのキャンセルなど村民生活や地場産業及び観光産業等、伊平屋・伊是名両村の振興発展に与える影響は甚大である。また、生活物資の購入や通院等で中心都市への長時間の移動により、本島での宿泊を余儀なくされる環境等が時間的・経済的に村民生活を圧迫し、定住促進を図りがたい一因となっている。これらの課題をクリアするためには、交通形態の多様化によるアクセス手段の安定確保が必要であり、航路のみならず空路の確保のため、早急な空港建設が必要である。	<p>伊平屋空港については、就航見込みのある航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証及び関係機関との調整に取り組んでいるところであります。</p> <p>引き続き、航空会社の就航意向取り付けや需要予測、費用対効果の確保など、事業化の課題解決に向け、伊平屋村、伊是名村と連携し、早期事業化に向け、取り組んでいきたいと考えております。</p>

II 各地区提出要望事項

2 中部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
中 1	潮乃森の早期埋立完了及び整備促進について	潮乃森の整備に向けて、各種取り組みを推進しているが、埋立や道路等整備の進捗具合に大きく左右されることから、国及び県それぞれにおける「早期埋立完了」、「早期港湾道路等整備」について実現していただきたい。	潮乃森は、地域活性化及び東海岸地域の振興にも繋がるものとして、国及び県と連携し進めている。整備にあたって、カーボンニュートラルやスーパーヨットの寄港などを進め、また、関心を寄せていただいている企業の誘致活動へと繋げていくためには、埋立・道路等の進捗程度とスピードが大きく左右することから、早期埋立完了と早期港湾道路等整備の必要がある。	<p>泡瀬地区埋立事業については、地元からの強い要請に基づき沖縄本島中部東海岸地域の活性化を図るため、国、県、沖縄市と連携し、事業を進めております。</p> <p>県事業の早期完成に向けて、国に事業の必要性や事業費減額による影響を直接的に訴えていきながら財源確保に努めたいと考えております。</p> <p>引き続き、沖縄市及び国等関係機関と密に連携を図りながら、事業推進に向け取り組んでいきたいと考えております。</p>
中 2	認可外保育施設への支援について	認可外保育施設の保育の質の向上に繋がる支援をしていただきたい。	認可外保育施設については、運営費の大部分を保育料で賄っているなか、児童の入所の先行きが見通せない状況で保育士を確保しなければならず、経営が不安定な施設が多い状況である。また、認可保育所では令和4年2月に保育士の処遇改善臨時特例事業が始まり、ますます認可保育所と認可外保育施設における保育士の処遇の格差が広がっており、保育士の確保が難しくなることなどによって、認可外保育施設での保育の質の低下による事故や県の指導監督基準を達成できない状況を招かないかと危惧している。そのような中、沖縄市としては、認可外保育施設の保育の質の維持向上を図る観点から一般財源を活用し支援を行ってきたが、財源や事務負担の面から、これ以上の支援は困難である。そこで、認可外保育施設の指導監督権限を持つ沖縄県に対し、認可外保育施	<p>県では、認可外保育施設の適正な保育内容及び保育環境を確保するため、児童福祉法に基づく立入調査を実施するとともに、沖縄振興特別推進交付金を活用した入所児童の処遇改善のための給食費や健康診断費等に対する支援、保育に必要な用具の充実等の支援、指導監督基準を達成し維持するための支援等を行っております。</p> <p>また、認可外保育施設の職員等を対象とした各種研修会の開催や、健康診断に係る費用の助成を実施し、職員の資質向上や安全・衛生対策の支援に取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、令和5年度から立入調査人員体制を強化し、指導監督基準達成に向けて、必要な助言・指導等を行っております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>設での保育の質の維持向上のため、認可外保育施設の経営安定化や保育士の処遇改善に繋がる補助等を検討する必要がある。</p>	<p>県としましては、認可保育所での保育を基本としていることから、今後とも認可外保育施設の経営安定化や保育士の処遇改善に繋がる補助等に関しては、様々な課題があると考えております。</p> <p>引き続き、保育の実施主体である市町村と意見交換を行い、認可外保育施設への支援のあり方を含め、保育の質の向上・確保策等を検討していきたいと考えております。</p>
中 3	重要港湾を結ぶ新たな重要物流道路として中部東道路の早期事業化と既存物流道路の機能強化について	<p>沖縄本島中部東海岸地域からハシゴ道路ネットワークに連絡する中部東道路の早期事業化の推進と既存物流道路の機能強化を図っていただきたい。</p>	<p>重要港湾である中城湾港の新港地区においては、企業立地が進み、立地企業は250社を超え、就業者は平成16年度比で3.4倍の6200名を超える状況となっており、新港地区周辺道路やアクセス道路においても交通量が増え、慢性的な渋滞が発生している。新・沖縄21世紀ビジョンにおいては、「新港地区と那覇空港及び那覇港との連携強化に取り組む必要がある、重要物流道路等の陸上輸送の基盤整備促進」が明記されていることから、既存の物流道路の補完路、代替路として新港地区と沖縄自動車道を結ぶ物流道路の構築が急務である。一方で海中道路で結ばれた平安座島に立地する油槽所からは、沖縄県本島で消費される燃料油の約6割が供給され、平時でも災害時でも安定的な供給が求められており、油槽所と空港、重要港湾を結ぶ強固な輸送道路の構築が喫緊の課題である。令和3年に策定された沖縄ブロック新広域道路交通計画で構想路線に位置付けられた「中部東道路」の早期実現は、これらの課題を解決するばかりでなく、沖縄本島中部地域唯一の三次救急医療機関である県立中部病院</p>	<p>中部東道路（仮称）については、令和3年3月、沖縄ブロック幹線道路協議会において、新広域道路交通計画の構想路線に位置付けられております。</p> <p>現在、うるま市、国及び県で構成される中部東道路連絡調整会議において、意見交換を行っているところであります。</p> <p>引き続き、うるま市等と連携し、事業化の可能性を検討していきたいと考えております。</p> <p>また、県道沖縄環状線及び県道36号線と県道等が交差する主要渋滞箇所については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において対策を検討しております。</p> <p>引き続き、関係機関と連携し、渋滞解消に向けて取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>への所要時間短縮が期待されるなど、地域にとっても大変重要な道路になると認識していることから、ハシゴ道路ネットワークに東西方向に連結する速達性の高い高規格道路が沖縄県の自立型経済の確立及び県民の生命財産を守る重要な道路として「中部東道路」の早期事業化を図る必要がある。また、既存の物流道路として機能している県道沖縄環状線と県道36号線の速達性向上ならびに渋滞解消のため、立体交差化を含めた交差点改良や複車線化等、物流道路の代替路・補完路として機能する整備が必要である。</p>	
中 4	<p>勝連半島一周道路にかかる県道37号線の老朽化対策と (仮称)勝連半島南側道路の整備について</p>	<p>(仮称)勝連半島南側道路の早期事業化と、県道37号線の維持・補修に係る早期整備を図っていただきたい。</p>	<p>(仮称)勝連半島南側道路は、令和元年度より環境アセスメント調査が実施され、米軍用地の共同使用手続きに期間を要しており、まもなく4年が経過するが進展が見えない状況である。当該事業は、16万トン級クルーズ船の受け入れが可能となった中城湾港と世界遺産勝連城跡、その先に繋がる海中道路や島しょ地域など観光拠点を結ぶネットワークとして、うるま市の文化観光資源を活用した地域活性化に欠くことの出来ない事業として位置づけられており、本市が実施している関連事業は着実に進捗が図られている中、当該事業の早期事業化を図る必要がある。また、(仮称)勝連半島南側道路の延長で接続される既存の県道37号線は、老朽化が激しいため、安全走行上の危険性が懸念されるとともに、快適性も損なわれている。本市においては金武湾を望みながら島しょ地域へと繋がる観光ロードとして重要な道路であることから、抜本的な道路改良を行う必要がある。</p>	<p>勝連半島を一周する県道の整備については、当該地域の観光振興や地域活性化、防災対策等のため、必要性を認識しております。</p> <p>県では、これまでに沖縄県環境影響評価条例に基づく米軍施設用地外の環境調査を完了しております。</p> <p>今後、米軍施設用地内の環境調査を行う必要があることから、施設用地内への立ち入りの許可が得られるよう、沖縄防衛局及びうるま市と引き続き調整を行ってまいります。</p> <p>県道37号線は、令和元年度から交通量に対応した舗装構成となるよう補修工事を行っており、引き続き対策を進めていきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
中 5	県立中部病院の機能強化（老朽化・狭隘化、医師等不足への対応）について	県立中部病院の将来の建て替え等も含めた構想作成と早期実現及び医師不足の早期解消と看護師等の確保に取り組んでいただきたい。	県立中部病院は、本島中部の基幹病院として、離島・へき地医療、中部広域の救急医療、他医院で診ることができない高度医療を提供するなど地域医療の拠点としての役割を担っている。そういった中、建物・設備の老朽化が著しく、とくに、南病棟においては耐震基準を満たしていないことから、利用者の安心・安全が図られていない状況にある。また、医療環境の多様化等から診療に必要なスペースが拡大しており、既存の建物において狭隘化の問題が生じている。さらに、離島からの救急搬送においては、ドクターヘリの駐機できるヘリパットが院内において整備されていないことから時間を要することとなっており、救急搬送体制に懸念がある。それらの課題解決のため、知事公約に掲げられた「中部病院の機能強化を図るための建替等に向けた取組の推進」が必要である。加えて、専門医を含む慢性的な医師不足となっており、看護師やその他の医療職についても定数が足りない状況となっている。うるま市住民を含む県民の命と健康を守るための医療拠点であることを踏まえて、安心な医療サービスの提供が図られるよう中部病院の機能強化が必要である。	<p>県立中部病院については、将来の建替等も含めた基本構想の策定、機能強化等に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>また、医療従事者の確保については、大学病院への医師派遣要請や地域枠医師の配置、沖縄県看護協会及び県内外の看護師養成学校と連携した看護師募集等に取り組んでおります。</p>
中 6	那覇港浦添ふ頭地区の早期整備並びに西海岸道路の検討について	那覇港浦添ふ頭地区と牧港補給地区跡地との一体的利用を想定した交流・賑わい空間の創出を早期に実現するための浦添第	那覇港浦添ふ頭地区の整備は、浦添市のみならず沖縄県全体へ大きな経済効果をもたらすことが期待されていることから、浦添第一防波堤や浦添ふ頭12号岸壁など港湾施設の早期整備を推進する必要がある。また、浦添ふ頭地区と牧港補給地区跡地との一体的利用により、さらなる相乗効果が得られると考えられることから、今後の	<p>現在、浦添第一防波堤整備は国で実施しております。県としては、浦添ふ頭12号岸壁整備にかかる検討状況を含め、引き続き那覇港管理組合、那覇市及び浦添市等と連携しながら、取り組んでまいります。</p> <p>沖縄西海岸道路浦添南道路については、国に確認したところ、浦添北道路と那覇北道路を接続する道路であ</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		一防波堤や浦添ふ頭12号岸壁の早期整備、並びに西海岸道路の整備により浦添ふ頭地区と牧港補給地区が分断されることがないよう配慮していただきたい。	西海岸道路の整備については、海と陸が分断されることのないよう検討する必要がある。	り、周辺地域の開発状況や関連事業の進捗及び現道の交通状況を踏まえ、地元の意向を確認しながら検討を進めて行く予定とのことであります。
中 7	知事公約である学校給食費無償化の新年度からの実現について	児童生徒の学校給食費の全額無償化を実施していただきたい。	新型コロナウイルス感染症の長期化、ロシアのウクライナ侵攻による世界情勢や円高による物価高騰が県民家計に深刻な影響を与えている。学校給食は、教育の一環であり、児童生徒に必要な栄養価基準を満たすよう各自治体が責任をもって対応しなければならないが、このままでは、児童生徒に必要な栄養価と給食の質の低下を招き、食育の推進に大きな影響がおよぶことにもなりかねない状況である。子育て世帯の支援と児童生徒の健全な心身の発達に必要な学校給食の栄養価を満たし、地産地消を推進し安心安全な学校給食の提供について、県知事の公約である学校給食費無償化を全額県費負担による実施が必要である。	学校給食費無償化につきましては、令和5年度、保護者を対象にアンケートを行うとともに、市町村と意見交換を行ったところであります。 県教育委員会においては、保護者や市町村の意見を丁寧把握し、制度に反映させることは重要であると考えていることから、現在、予算規模、実施時期等について検討を行っているところであります。
中 8	嘉手納町の環境問題について	町域内における有機フッ素化合物PFOS等の汚染問題について調査を実施していただきたい。	比謝川周辺湧水等から、高濃度の有機フッ素化合物PFOS等を含む汚染水が比謝川へ流れ込んでいる状況にあるため、汚染源の特定に向け国・県において嘉手納基地内への立入り調査を実施する必要がある。また、令和5年度に沖縄県が実施予定する県内全域における土壌調査において、嘉手納町が希望する町域内調査ポイント（公	県企業局が平成29及び30年度に実施した調査の結果、汚染源は嘉手納基地である可能性が高いと考えられることから、米軍に対し立入調査を申請したほか、PFOS等の使用履歴の提供を要請しました。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>共施設及び公共的施設：30箇所）を調査実施する必要がある。</p>	<p>また、関係部局と連携して、国及び米軍に対し、汚染原因の究明と必要な対策の実施や立入調査を認めること等を要請しておりますが、いまだ実現しておりません。</p> <p>PFOS等問題の解決には汚染源の浄化など、抜本的な対策が必要であり、引き続き、国や米軍に対し、汚染源の特定と対策の実施等を強く求めてまいります。</p> <p>県では、土壌中のPFOS等に関し、環境基準値が定められていないものの県民の生活環境の保全の観点から、PFOS等の残留実態を把握するため、令和5年度から全県的な土壌調査を実施しております。</p> <p>調査地点については、県内の残留実態を広く把握するため、市町村と調整の上、各1地点を選定しております。</p>
中 9	<p>沖縄振興公共投資交付金（公営住宅等整備事業）について</p>	<p>沖縄振興公共投資交付金（公営住宅等整備事業）の配分額を安定的に確保していただきたい。</p>	<p>現在、水釜第二町営住宅建替事業を進めており、沖縄振興公共投資交付金（公営住宅等整備事業交付率70%）を活用して事業を進めているが、年々交付金額が減少し、令和5年度（配分額）においては、交付率70%のところ31.85%となっている。交付金の減額に伴い、市町村負担が増額となり、財政計画に影響を及ぼしている。計画的な市町村財政の安定運営のためにも、沖縄振興公共投資交付金（公営住宅等整備事業）の配分額を安定的に確保する必要がある。</p>	<p>沖縄振興公共投資交付金については必要額の要望を行っておりますが、大きく減額され配分される状況にあります。</p> <p>住宅事業では、交付対象事業毎に所要額、必要性等を考慮し市町村へ配分額を提示しているところであり、公営住宅等整備事業に優先的に配分を行っております。</p> <p>令和6年度以降についても、引き続き市町村への負担の大きい公営住宅等整備事業に対する配分に配慮するとともに、交付金の安定的な確保に向けて取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
中 10	主要地方道 沖縄嘉手納 線のバス停 屋根、ベン チについて	主要地方道沖縄 嘉手納線のバス停 屋根修繕とベンチ を設置していただ きたい。	主要地方道沖縄嘉手納線の嘉手納町内にバス停が数か 所ある。そのほとんどが屋根付きバス停であるが、嘉手 納町運動公園入口バス停のみ屋根がない。このバス停周 辺には去年の4月にリニューアルオープンした「道の駅 かでな」や病院等があり、多くの方が利用している。病 院利用者には高齢者が多く、真夏には炎天下のなかバス を待っている姿が見受けられる。「道の駅かでな」にも 近年バスで訪れる観光客もいることから、その利便性の 向上を図るため屋根付きバス停（ベンチ付き）の設置が 必要である。また、学生の通学や高齢者が通院等の為に 利用するバス停へのベンチ設置について町民から要望が あり、公共交通の普及の促進の観点からもバス停へのベ ンチ設置が必要である。併せて、嘉手納ロータリー向け 千貫田バス停の屋根が、以前の台風でなくなっているこ とから、その部分の修繕も必要である。	道路管理者が設置するバス停上屋等は、安全かつ円滑 な歩道の交通確保のため、周辺歩道や公共施設の状況を 踏まえ、設置を行っております。 また、県は、バス協会に交付する運輸振興助成金を通 して、バス事業者の管理するバス停の改修等に対して補 助を行っているところでありますが、経営環境の厳しい バス事業者においては、新たなバス停上屋の設置は厳し い状況と聞いております。 バス事業者や市町村等がバス停上屋等を設置する場合 は、占用手続き等で協力するとともに今後も連携しなが ら、バス停上屋の必要性について協議してまいりたいと 考えております。 千貫田バス停の上屋修繕については、管理者を確認し 対応を検討したいと考えております。
中 11	池田地内地 すべり対策 について	町道池田2号線 上部の地すべり対 策を早急にしてい ただきたい。	町道池田2号線は上部の民間開発が行われてから土砂 崩れが発生している。平成28年より通行止めとしている が、その後も令和元年、令和3年と土砂崩落があり、利 用者や地域の池田自治会から早急に道路を開通してほし いと強い要請がある。さらに、落土土砂崩落の量や範囲 は年々拡大し沖縄自動車道近くまで迫っており、今後の 台風や集中豪雨等によっては大規模な土砂崩壊が懸念さ れ、人身事故等の重大事故に繋がりがかねない非常に危 険な状況である。西日本高速道路株式会社においても現場 を確認しており、大変危険であると認識していることか ら地すべりの対策をとっていただきたいと要請があつ	町道池田2号線上部の民間開発は、関係法令の許可を 得ていない違反行為であり、現在、県と西原町で継続し て指導を行っております。 県が行う地すべり対策事業は、自然災害への対策であ り、現在の違反行為が是正されない状況では、自然災害 であるという判断が出来ない状況であります。 また、今後、自然災害と判断された場合においても、 地すべり防止区域の指定のため、地権者からの同意取得 が必要となりますが、指定に反対する地権者もいるた め、地権者の合意形成についても課題があります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			た。西原町においても非常に危険な区域だと危惧しており、町道池田2号線が一日も早く通行できるよう早急な地すべり対策が必要である。	今後も西原町と連携しながら、課題解決に向け取り組んでいきたいと考えております。
中 12	県道155号線池田交差点の改良について	県道155号線池田交差点の交通渋滞対策を早急にしていただきたい。	県道155号線の池田交差点においては、朝夕ピーク時の交通渋滞や、慢性的な速度低下が発生しており、渋滞を避けた車両が集落の生活道路に入り込み大変危険な状況である。当該交差点においては、那覇方面からの車両に対し右折滞留帯が短く、また、町道池田・大名線では県道155号線向けの道路は片側1車線しかないため、かなり渋滞が発生している。よって、交通渋滞の解消、中南部都市圏地域における振興発展による活性化を図るため、当該路線の早急な交差点改良整備の必要がある。	渋滞ボトルネック対策については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において抽出された主要渋滞箇所について重点的に対策を推進しているところであります。 県道155号線と西原町道池田・大名線との交差点の対応については、今後、西原町と意見交換を行っていききたいと考えております。
中 13	(仮称) 沖縄読谷線及び国道58号バイパスに係る整備について	返還予定の有無に関わらず、(仮称) 沖縄読谷線を都市交通体系マスタープラン等の県関連計画へ位置付けていただきたい。また、国道58号大湾交差点付近の渋滞を緩和するため、国道58号バイパス(読谷道路)の早期整備及び読谷村以南の南下路線の整備につ	沖縄中部地域においては、中央に広大な米軍基地が位置していることから、東西連結のハシゴとなる道路が十分とはいえない状況にある。そのため読谷村においては、国道58号大湾交差点において慢性的な渋滞が大きな問題となっている。特に、沖縄市ー読谷村間については、米軍嘉手納弾薬庫地区により、沖縄自動車道とのアクセスや緊急医療施設へのアクセス、沖縄市北部地域、うるま市中城湾地域とのアクセスなども迂回を余儀なくされており、観光・産業・緊急輸送体制の面からも道路網が必要である。よって、SAC0合意や米軍再編の返還予定地に含まれていないなど、具体的な基地の整理縮小が見込めない状況にあっても、一部返還や共同使用などの可能性を調査研究するためにも(仮称) 沖縄読谷線を県関連計画に構想路線等として位置づけていただく必要がある。また、本村に係る幹線道路である国道58号では、	(仮称) 沖縄読谷線は、米軍施設嘉手納弾薬庫地区を横断する道路と認識しております。 当該地区が日米で合意された返還予定地に含まれておらず、現時点では都市交通マスタープラン等への位置づけや道路整備は困難な状況であることから、その必要性も含め、今後も関係機関と意見交換を行っていききたいと考えております。 沖縄西海岸道路は、読谷村から糸満市に至る延長約50kmの高規格道路であり、国において整備が進められております。 今後とも、関係市町村と連携し、沖縄西海岸道路の整備促進を国に要請していききたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		いても併せて早急に進めていただきたい。	渋滞緩和のために国道58号バイパス（読谷道路）の整備に取り組んでいただいているが、その整備及び読谷村以南の南下路線の整備についても併せて早急に進めていただく必要がある。	
中 14	既返還跡地の支障除去について	既返還跡地についても「沖縄における駐留軍用地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に準じた支障除去を講じていただきたい。	平成18年に返還された跡地について、現在、組合施工により土地区画整理事業を行っているが、これまで、軍用地として使用されていた間、フェンス等が設置されておらず、不法投棄がされたため磁気探査において膨大な磁気異常が確認され、地中より廃棄物等が出土している状況にある。処理経費については、処理後に国より金銭補償（精算）を受けているが、磁気探査及び廃棄物処理には膨大な時間と経費を費やしているため組合の運営費を圧迫している。また、廃棄物の処理により事業計画を延長せざるを得なく保留地の販売等、事業に多大な不利益を被っている。つきましては、軍用地として使用された間の不法投棄（廃棄物）の処理として国の施設管理責任のもと、早急に一括処理していただく必要がある。また、同跡地の別箇所においても同様に廃棄物等が出土している場所が複数ある。それらの箇所については財源の目途が立っておらず、跡地利用に甚大な遅れが生じている。今後整備予定の跡地についてもさらに出土する可能性があり、跡地利用の円滑な推進のため、国の責任において処理していただく必要がある。	引渡し後の返還跡地で発見される廃棄物等については、国の責任において対応されるべきと考えております。 県としましては、引き続き、軍転協や関係市町村と連携して、国の責任で対応していただくよう働きかけてまいります。
中 15	キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地	「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」にて返還が予	令和6年又はそれ以降の返還が示されているロウワー・プラザ住宅地区においては、返還予定時期が迫る中、令和3年7月に地権者会が発足し、跡地利用の検討が進められている。一方で、令和4年5月に岸田首相に	跡地利用の推進に向けては、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想に沿った跡地利用計画となるよう、関係市町村と共に取り組んでいるところであります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	区) の跡地利用について	定されているロウワー・プラザ住宅地区の円滑な跡地利用に向けて支援していただきたい。	より返還前の共同使用の方針が表明され、返還前に緑地公園としての利活用に向けて準備が進められており、返還時期が不透明な状況が続いている。地権者組織の意欲醸成及び跡地利用の推進の機運を維持するため、当地区の返還が大幅に遅れることがないように国に求めていく必要がある。加えて、返還までの準備期間における当地区の円滑な跡地利用の推進が必要である。	返還前の共同使用が当地区の跡地利用に影響が出ないように、関係機関と調整を行い市村と緊密に連携を図りながら、跡地利用の推進に取り組んでまいります。
中 16	都市計画法第34条11号・12号区域内の用途緩和及び災害警戒区域等の除外の要件について	都市計画法第34条11号・12号区域で規定する緩和区域内での開発行為についての用途の緩和及び都市計画法第34条11号・12号区域からの災害警戒区域等の除外について県独自の明確な基準を設けていただきたい。	都市計画法第34条11号・12号区域で規定する緩和区域内での開発行為については、予定建築物の用途を「その周辺地域の環境保全上支障がないもの」としており、県条例で定めることとされている。県条例では、予定建築物の用途を「自己の居住の用に供する一戸建ての住宅」に限っており、二世帯住宅や共同住宅が建築できない状況である。中城村は、村域の約92%が市街化調整区域となっており、子や孫は二世帯住宅が建てられない、また、実家近くに住みたくても共同住宅がないという現状があり、その結果、村外のアパートに引っ越しせざるを得ない若年層が多く、集落の高齢化の一因にもなっている。インフラが整っている地域においては、二世帯住宅や共同住宅が建築されたとしても周辺地域の環境保全上、特に支障はないと考えており、高さや階数制限を設ける等により、予定建築物の用途を緩和する必要がある。ついては、二世帯住宅だけでなく共同住宅まで含めた、県条例の一部改正による予定建築物の用途の緩和を要望する。また、都市計画法第34条11号・12号区域からの災害警戒区域等の除外については、都市計画施行令により、災害危険区域等から除外しない方法として確実な	都市計画法第34条11号・12号緩和区域内の開発行為にかかる建物用途の緩和につきましては、関係市町村の意見を踏まえ検討を進めてまいります。また、同区域の災害警戒区域等の除外につきましては、個別に沖縄県開発審査会に諮るなどの救済措置を検討することとしております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>避難が可能な区域及び防災対策が実施された区域とあるが、確実な避難や防災対策の実施の基準が無い。地すべり防止区域に指定されている地区においても、今後、地すべり対策工事が実施されていくことから、除外しない方法について、明確な基準を設ける必要がある。</p>	
中 17	バス停上屋等の設置について	<p>国道及び県道のバス停に上屋やベンチ等を設置していただきたい。</p>	<p>令和4年10月に策定された沖縄県総合交通体系基本計画の目標のひとつに、「誰一人取り残すことのないやさしい社会の形成を支える交通体系の確立」と掲げられている。県民や観光客に公共交通を利用してもらうには、利用しやすい環境づくりが重要である。バス車体のノンステップ化等のハード・ソフト両面でのユニバーサルデザイン化はもとより、待ち時間を如何に快適に過ごしてもらうかが重要であり、わった〜バス党の党員増加に繋がると考える。しかし、便数の少ない路線では、乗り継ぎの際や乗り損なった場合など、30分以上も待たざるを得ないこともある。日差しが強い沖縄において、上屋等のないバス停は過酷な環境であることから、国道のバス停への上屋等整備の要請を県からも行っていただくとともに、県道のバス停に上屋等を整備する必要がある。</p>	<p>道路管理者が設置するバス停上屋等は、安全かつ円滑な歩道の交通確保のため、周辺歩道や公共施設の状況を踏まえ、設置を行っております。</p> <p>また、県は、バス協会に交付する運輸振興助成金を通して、バス事業者の管理するバス停の改修等に対して補助を行っているところでありますが、経営環境の厳しいバス事業者においては、新たなバス停上屋の設置は厳しい状況と聞いております。</p> <p>バス事業者や市町村等がバス停上屋等を設置する場合は、占用手続き等で協力するとともに、今後も連携しながら、バス停上屋の必要性について協議してまいりたいと考えております。</p>
中 18	中城公園整備事業の整備促進について	<p>中城公園整備事業について整備を加速していただきたい。</p>	<p>中城城跡は、県内でもっとも原型をとどめており観光資源としてのポテンシャルが高いにも関わらず、他の世界遺産群の城跡に比べ来場者が少ない傾向にある。その一因として、中城城跡周辺には周遊施設や体験施設等の集客施設がないことが考えられる。現在、中城公園整備事業が進められているが、駐車場整備と並行し、集客施設立地が計画されている場所にある普天間自動車学校については柔軟な発想や手法により早期移転を実現し、集</p>	<p>普天間自動車学校の用地については、中城公園整備促進連絡会議において検討を行いながら、用地取得に努めてまいります。</p> <p>令和6年度はグスク西駐車場の整備を予定しており、グスク東駐車場に抜ける園路についても、今後整備してまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>客施設整備を含む各種整備を加速していく必要がある。積年の課題であった中城高原ホテルが撤去され、整備促進の機運は高まっており、機を逃さずスピード感をもって整備を進める必要がある。また、今後はグスク西駐車場からグスク東駐車場にかけての園路等の整備が進められると思われる。当該区間の整備が完了すると、村道中城城跡線と県道146号線が繋がるため、中城村が運行するコミュニティバスの路線に中城城跡を組み込むことが可能となり、北中城村のコミュニティバスとの連結も含め、県の公共交通体系の確立にも資するものである。については、当該箇所の早期整備と、供用開始後の通行許可が必要である。</p>	<p>コミュニティバスの通行につきましては、関係機関と意見交換を行いながら、対応を検討していきたいと考えております。</p>

II 各地区提出要望事項

3 南部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
南 1	南部地域における国道の整備について	<p>① 本島南部の東部地域から南風原町内を結ぶ南部東道路の早期供用に向けた予算確保及び体制強化による整備促進を図るとともに佐敷つきしろICからの延伸を実現していただきたい。</p> <p>② 国道507号・八重瀬町東風平から同町具志頭</p>	<p>南部東道路は、本島南部の東部地域から那覇空港や県都那覇市を結び、さらに本島中北部地域への連絡道路として重要な役割を果たす道路で、沖縄県道路整備プログラム（前期：2018年度～2022年度）（2018年2月沖縄県土木建築部）にハンゴ道路ネットワークとして位置づけられている。当該道路は、都市部の渋滞緩和、観光振興及び物流の効率化等を図るため、本島南北軸と東西軸を有機的に結ぶ道路と位置づけられており、観光振興や産業振興、救急搬送等の医療支援など地域活性化の重要な役割を担っている。令和3年3月27日には、南城市の大里大城から佐敷新里の約2キロの区間が暫定2車線で開通し、令和2年度より実施体制の強化が行われたが、これまでの予算額では、延期になった令和8年度の全線供用（暫定2車線）開始も全く見通せない状況にあり、南城市・南風原町における企業誘致や開発事業、公共交通再編などの計画的なまちづくりの施策に多大な影響を与えており、一層の整備促進に向けた予算確保及び組織体制の強化を図る必要がある。また、佐敷つきしろIC以降の東部地域においては、世界遺産の斎場御嶽など多くの観光資源を有し、沖縄本島南東部地域の観光振興や地場産業の発展及び地域住民や観光外来者の災害時の避難や救援物資供給等の円滑化に大きく寄与するため、佐敷つきしろICからの延伸及び全線4車線化の実現について引き続き取り組む必要がある。</p> <p>国道507号の整備は、八重瀬町の島尻教育事務所付近までの区間は都市計画道路として決定され、整備事業が推進されている。津嘉山バイパスについては、平成26年4</p>	<p>南部東道路の執行体制については、予算規模に応じた適切な職員配置や民間コンサルタント等を活用するなどの事業推進体制の強化に取り組んでおります。引き続き、事業予算の確保に努めるとともに沖縄県土地開発公社と連携し、地元の協力を得ながら、事業を推進してまいります。</p> <p>南城つきしろICからの延伸については、事業化区間の整備を推進しつつ、整備効果等の調査検討を進めることとしております。</p> <p>国道507号の八重瀬町東風平から具志頭までの八重瀬道路については、東風平交差点付近の道路改良工や用地取</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>までの区間と津嘉山自動車学校前から那覇糸満線までの区間を早期整備していただきたい。</p>	<p>月に全線供用されたところであるが、八重瀬道路（東風平から具志頭までの区間）については、当初の令和3年完成供用から令和6年完成供用へ延期となったが、字東風平地内の国道507号と県道77号線との交差点は、交通量が多く、朝夕問わず渋滞している状況にある。また、津嘉山自動車学校前から那覇糸満線までの区間については、都市計画決定から27年が経過し沿線の建物も老朽化が進み、まちづくりへの影響や地震などの自然災害の際には甚大な被害が想定され、周辺地域の整備に大きな支障を来す恐れがある。このように当該路線は、島尻中央部の活性化、さらに島尻地域の骨格道路として寄与するものであり、早期に事業を推進する必要がある。</p>	<p>得等を鋭意進めており、早期整備に向けて取り組んでまいります。</p> <p>津嘉山北土地区画整理事業区域の南端から津嘉山南交差点に至る国道507号現道部の整備については、仲井真津嘉山線の進捗、将来の管理主体等の協議を踏まえ、関係市町村と連携しつつ、検討していきたいと考えております。</p>
		<p>③ 那覇空港自動車道（小禄道路）整備事業における整備促進及び瀬長交差点の改良を図っていただきたい。</p>	<p>那覇空港自動車道（小禄道路）は、沖縄自動車道と一体となって、沖縄本島全域と那覇空港間の定時制、速達性を確保し、観光産業や物流の効率化を支援するとともに、那覇市内及び南部地域の交通渋滞の緩和に資する重要な道路である。今年度から那覇空港自動車道（小禄道路）の整備に伴い、名嘉地ロングランプが取り壊しされる予定となっており、ランプ撤去箇所付近の車線減数に伴い、周辺道路の渋滞がより厳しくなることが予想されることから、現在と同数の車線数を確保するなど、仮設道路の設置などの渋滞対策を講ずる必要がある。また、当該道路の整備と併せ、物流団地の整備が実施された豊見城市与根地区や糸満市で都市計画決定を予定している真栄里土地区画整理事業地区の整備計画からも、国道331号については、さらなる交通量の増加が見込まれることから、渋滞対策として瀬長交差点の改良も必要となる。</p>	<p>小禄道路の整備については、国に確認したところ、橋梁上下部工、改良工事を推進するとともに、早期開通に向けて、鋭意事業の推進を行っているとのこと。</p> <p>また、名嘉地ロングランプの撤去に伴う渋滞対策としては、瀬長交差点をはじめ豊見城・名嘉地ICや名嘉地交差点などの右折レーン設置工事等を実施しており、道路利用者への小禄道路の工事及び規制に関する情報提供を行っているとのこと。関係自治体におかれては、引き続き地域への情報提供等ご協力をお願いしたいとのこと。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>よって、那覇空港自動車道（小禄道路）の早期整備及び周辺の渋滞対策が必要である。</p>	
南 2	南部地域における県道の整備について	<p>① 南部地域における軌道系を含む新しい公共交通システムの導入について早期に整備していただきたい。</p> <p>② 一般県道豊見城糸満線（県道256号線）の糸満区間の早期整備を実施、糸満市真栄里区間についても事業実施を行っていただきたい。</p>	<p>現在、沖縄県の鉄軌道の概略ルートは名護～那覇となっており、那覇以南の区間は採算性の低下を招くとして除外されている。また、那覇市周辺の慢性的な交通渋滞は、観光や物流、産業活動の発展の大きな阻害要因となっており、加えて、南部地域は今後、新たなリゾートホテルや水産物地方卸売市場の開業、物流団地の整備など更なる発展が見込まれ、交通需要のより一層の増大が予想される地域である。これらの状況の改善には、自家用車及びレンタカーの利用から新たな公共交通への転換が必要であり、そのためには「新・21世紀ビジョン基本計画」のとおり定時定速性が確保できる軌道系公共交通の導入が最も有効である。については、軌道系交通導入による住民生活環境の向上、観光振興の推進、地域経済の生産性の向上などの視点から、南部地域への軌道系の新しい公共交通システムの導入が必要である。</p> <p>一般県道豊見城糸満線（旧国道331号）は、中南部都市圏における主要幹線道路の位置づけがなされ、昭和59年度と平成5年度に豊見城名嘉地交差点から糸満市真栄里までの約6.6kmの間で都市計画決定され、平成29年度より名嘉地交差点から川尻橋までの区間については事業化が図られている。しかしながら、糸満区間については現在、工事が未着手のままとなっているため、糸満区間についても豊見城区間と同時並行で整備を行う事により効果的な事業実施を図るべきである。当該路線は、県都那覇市と糸満市を結ぶ経済活動のみならず、中南部都市圏</p>	<p>県民及び観光客の移動利便性向上等を図るためには、鉄軌道の導入と併せて、骨格軸と地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの充実を図る必要があると考えており、沖縄本島の北・中・南部の圏域毎に議論の場を設け、南部地域の交通状況や地域の課題を整理し、最適な地域公共ネットワークのあり方について、市町村と協働で検討を進めているところです。</p> <p>また、将来的な鉄軌道の延伸等については、今後、南部地域をはじめ、県内各地域において公共交通の利用が増大することも考えられることから、公共交通の利用状況や地域のニーズ等を踏まえて検討していく必要があると考えております。</p> <p>豊見城糸満線の豊見城市名嘉地から糸満市兼城までの区間については、平成29年度に事業着手し、翁長(北)交差点付近の渋滞対策工事を実施しております。現在、用地取得等を鋭意進めており、早期整備に向けて取り組んでまいります。</p> <p>糸満市兼城から真栄里までの区間については、事業区間及び糸満与那原線街路事業の進捗を踏まえ取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>主要幹線道路に位置付けられており、沖縄西海岸道路の開通や豊崎、潮崎等の開発も進み、約2万台/日の交通量による交通渋滞の解消が求められ、南部の主要な観光ルートとして重要な路線である。また、沿道住民の早期整備の要望も極めて高く、地域まちづくりへの影響も大きいことから、川尻橋から糸満市真栄里までの2.1km区間を含め、早期整備が必要である。</p>	
		<p>③ 南部地域における重要なネットワーク道路である主要地方道糸満・与那原線（県道77号線）を、歩道等の拡幅及び交差点改良を含め、景観にも配慮した早期整備をしていただきたい</p>	<p>主要地方道糸満・与那原線（県道77号線）は、南部を縦貫する国道507号とともに、糸満市西崎工業地帯と中城湾工業地帯とを結ぶ南部のハシゴ道路として形成している広域幹線道路であり、南部地域のネットワーク道路として重要な路線であるが、歩道等の幅員が狭く地域の安全を阻害していることや、屋宜原変則交差点で慢性的な交通渋滞を引き起こしていることから、ラウンドアバウト等の交差点改良により、従来の道路網を変えることなく渋滞緩和を図る必要がある。また、糸満ロータリー交差点は、糸満市における景観計画において重要なポイントであり、一部区間を景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、景観形成が図られているほか、隣接する山巔毛公園においても景観整備工事が糸満市事業として平成30年度よりスタートしている。地域の経済産業活動においても道路網の整備が必要不可欠で、国道331号糸満道路への利便性の向上、交通安全の確保と地域発展、さらには電線類地中化等景観に配慮した災害に強いまちづくりのため、早期整備が必要である。</p>	<p>糸満与那原線（東風平～屋宜原）工区については、現在、用地取得等を進めており、今後、地元の協力を得ながら早期整備に向け取り組んでまいります。</p> <p>糸満ロータリー付近から国道331号糸満道路に接続する区間については、街路整備や用地取得に取り組んでいるところであり、今後、無電柱化等を含む景観に配慮した整備も行うこととしております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		④ 一般県道糸満具志頭線（外郭線）の未整備区間を早期に事業着手していただきたい。	当該路線は、南城市・八重瀬町と糸満市を經由し、国道331号豊見城・糸満道路から那覇空港や那覇市街地に至る重要な幹線道路である。また、糸満市潮崎町や西崎地内の工業団地や、ふれあい漁港漁村整備地区へのアクセス道路として糸満市はもとより、南部全域の産業振興に大きく寄与するものと期待され、平成4年度に幅員20mで都市計画決定されており、市内への通過交通を抑制し、市街地の都市機能を構築していく上で重要な路線である。現在、当該路線については、一部供用開始が図られているが、県道豊見城糸満線の兼城交差点から、県道糸満与那原線照屋入口交差点までの未整備区間については、関連する糸満与那原線も工事が進んでおり、市道阿波根兼城線も工事着手していることから、道路ネットワーク形成上、早期整備が必要である。	糸満具志頭線については、照屋入口から市営真謝原団地までの区間約1.1kmについて、平成30年1月に供用開始を行っております。 豊見城糸満線兼城交差点から糸満与那原線照屋入口までの区間については、整備中の豊見城糸満線及び糸満与那原線街路事業の進捗状況を踏まえるとともに、市道阿波根兼城線の整備と整合を図りながら、検討していきたいと考えております。
		⑤ 豊見城中央線（県道256号線）から翁長（北）交差点までの区間について、早期整備供用していただきたい。	県道東風平・豊見城線（上田～翁長間）は、豊見城市役所の庁舎移転に伴い交通量も増え、市内中心部において、交通渋滞が慢性的に発生している状況にある。当該路線は、豊見城の中心部から豊崎への重要な幹線道路であり、交通渋滞解消を図る観点から豊見城交差点の早期の整備が必要である。また、翁長（北）交差点から県道256号線（宜保交差点）においては、引き続き整備に取り組んでいただくとともに、県道256号線（宜保交差点）から県営渡橋名団地向けの一部未供用区間の早期整備供用が必要である。	東風平豊見城線の豊見城交差点から豊見城市道25号線までの区間150mについては、平成30年12月に4車線で供用しております。 また、豊見城市道25号線から翁長（北）交差点までの区間については、引き続き早期の完成供用を目指し、整備に取り組んでまいります。
		⑥ 県道東風平・豊見城線の東風平地域も並行し	県道東風平・豊見城線は、島尻の中央部八重瀬町東風平と豊見城市を結ぶ地域振興のための重要な路線であり、平成10年度に豊見城から事業が着手され、豊見城市	東風平豊見城線の豊見城交差点から八重瀬町東風平までの区間については、これまでに概ねの計画ルートを決定し、予備設計に基づく調整を行ってきたところであ

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		て早期に整備していただきたい。	字高安地域～東風平地域も平成29年度に予備設計に着手しているが、工事着手に向け早期に取り組む必要がある。	り、引き続き、八重瀬町や関係機関等と意見交換を行っていきたいと考えております。
		⑦ 東風平・豊見城線を南城市大里まで延長整備していただきたい。	東風平・豊見城線の計画は、豊見城市与根から八重瀬町友寄の国道507号までの計画となっているが、同計画を南城市大里の県道48号線まで延長することにより南城市大里・玉城等から豊見城市、糸満市へのアクセス道路として活用が拡大するとともに、稲嶺十字路及び外間交差点の交通緩和を図るためにも早期整備と事業推進に取り組む必要がある。	当該道路の南城市大里までの延伸については、南部圏域で進められている主要幹線道路（那覇空港自動車道・南部東道路・国道507号等）の整備に伴う、交通量の変化を踏まえる必要があると考えております。
		⑧ 県道52号線、八重瀬町富盛交差点から同町新城の県道131号線までの未整備区間を早期整備していただきたい。	県道52号線は、糸満市与座方面から八重瀬町を経由して南城市方面へ抜ける重要な道路であり、糸満市与座から八重瀬町字新城までの延長4,820mで糸満市から八重瀬町字富盛までの間はすでに整備済みとなっている。しかし、残りの区間については未整備で歩道も狭く沿道に隣接する小学校・幼稚園に通う幼児、児童の通園、通学路として利用されており、通勤・通学・地域住民の安全確保と南部地域の観光振興の観点からも早期整備が必要である。	<p>県道52号線の八重瀬町富盛交差点から新城の一部区間において、用地交渉難航等による歩道未設置箇所があります。このため、町と連携して、用地取得に取り組み、整備を行いたいと考えております。</p> <p>糸満市与座の歩道が一部未整備となっている箇所については、令和4年度に地権者の同意が得られたことから、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p>
		⑨ 県道131号線の八重瀬町新城から同町東風平までの両側歩道を整備していただきたい。	県道131号線は、平成21年度までに県道17号線から八重瀬町字新城農協集出荷場付近まで両側歩道等で整備が実施されたが、残りの同町新城から同町東風平（国道507号）までの間については片側歩道で、しかも歩道が狭いうえに植栽等の雑草が繁茂し、歩行者は、車道からの歩行を余儀なくされ非常に危険な状況のため早急な整備が求められており、通勤・通学・地域の交通安全の確保と地域産業の振興・発展からも早期整備が必要である。	要望箇所は、現在片側歩道として整備されております。対面側の歩道整備については、今後、交通量や歩行者の道路利用状況の変化を勘案しながら、検討して行きたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>⑩ 国道331号糸満バイパス～平和創造の森公園（全国植樹祭跡地）～平和祈念公園を結ぶ「平和の道線」を早期に整備をしていただきたい。</p>	<p>糸満市の南部沿岸域は、沖縄戦終焉の地であり、多くの戦跡等がある。そのため平和祈念公園を中心に整備がされてきているが、保全が主体となり、利便性の問題が指摘されている。年間を通して、多くの観光客、修学旅行者がこの地を訪れているが、沖縄戦跡国定公園地域の広さに対し道路網の整備が不十分なため、利用者、来訪者が戸惑っているのが実情である。そのため、那覇空港から平和創造の森公園（全国植樹祭跡地）、戦跡、史跡が散在する南部沿岸を経て、平和祈念公園までの統一的なアクセス道路として早期に事業化する必要がある。特に、令和4年7月に名城ビーチに大型ホテルが開業したことから、多くのホテル利用者のアクセスに支障をきたしている。そのため、字真栄里から字喜屋武区間については早期の供用開始が必要であると共に、字真栄里から字名城までの区間に関しては景観に配慮した電線地中化の検討が必要である。</p>	<p>糸満市山城から真栄里までの約7.8km区間の平和の道線（糸満与那原線）については、喜屋武・真栄里工区を優先的に整備しており、道路改良工や用地取得等を鋭意進め、早期の完成を目指し景観に配慮した整備に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、山城・喜屋武工区については、道路改良工や用地取得等を推進しているところであります。</p> <p>当該道路の平和祈念公園までの延伸整備については、事業中区間の完成供用後の交通状況を踏まえ、検討していきたいと考えております。</p>
		<p>⑪ 県管理道路の植樹帯等の雑草が繁茂し歩行者等の通行に支障をきたしているため、交通安全等の確保と景観保全の観点から除草等の維持管理をしていただきたい。</p>	<p>植樹帯設置による低木等植栽管理については、観光立県にふさわしい緑化環境を形成するため「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン（H29.3）」に基づき、適正な雑草対策が進められているが、既設の県管理道路の植樹帯に雑草が繁茂し歩行者等の通行に支障をきたし、交差点やカーブ等で見通しが悪く歩行者は車道通行を余儀なくされるなど危険な箇所があり、このような状態は景観を損ねるだけでなく道路本来の安全通行機能に支障を来している。また、久米島町内の県道維持管理を本町が管理受託し実施しているが、仕様書に基づく除草回数では雑草の成長に追い付かず、歩道や車道まで繁茂した際に</p>	<p>植栽管理については、「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン（H29.3）」及び「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画（R4.9）」に基づき、適正な雑草対策に取り組んでいるほか、年間を通して良好な景観を維持するため、一部路線で性能規定方式を導入しております。</p> <p>併せて、観光地へアクセスする道路については、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄フラワークリエイション事業を実施しており、道路ボランティア団体による植栽管理を推進するなど、良好な道路景観の創出・向上に努めてまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>は、歩行者が車道にはみ出て通行するなど危険な状況が見受けられ、経年による舗装の劣化や損傷、白線の消失や横断防止柵、転落防止柵についても腐食等による欠損、倒壊が多くあり、安全で快適な道路植栽を維持するため地域実状に合った除草等の維持管理を図る必要がある。</p>	
		<p>⑫ 南部地域のバス停に上屋及びベンチ等の設置をしていただきたい。</p>	<p>南部地域においては、那覇方面への移動に伴う交通渋滞により路線バスの定時制が損なわれており、時刻表どおりに、バスが到着しないことからバス停での待ち時間が長くなる傾向にある。また、沖縄気象台によると、那覇では、平均気温が100年あたり約1.2℃の割合で上昇し、最高気温や最低気温も上昇している。21世紀末には、各地で平均気温が約3℃上昇すると予測され、これまでほとんどなかった猛暑日（最高気温35℃以上）や、突然のスコールなどが予測され、上屋のないバス停の環境はバス利用者にとって不便である。このような状況を踏まえ、南部地域のバス停に上屋及びベンチ等を設置することは、沖縄県の観光・教育等の振興に寄与し、県内経済の自立的発展に繋げるためにも、バス停に上屋及びベンチ等を設置する必要がある。</p>	<p>道路管理者が設置するバス停上屋は、安全かつ円滑な歩道の交通確保のため、周辺歩道・バス利用者の状況を踏まえ、設置を行っております。</p> <p>これまでも、平成26年度から令和5年度までに24基のバス停上屋を整備しており、今後とも、必要箇所における整備を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、県は、バス協会に交付する運輸振興助成金を通して、バス事業者の管理するバス停の改修等に対して補助を行っているところでありますが、経営環境の厳しいバス事業者においては、新たなバス停上屋の設置は厳しい状況と聞いております。</p> <p>バス事業者や市町村等がバス停上屋を設置する場合は、占用手続き等で協力するとともに、今後も連携しながら、バス停上屋の必要性について協議してまいりたいと考えております。</p>
		<p>⑬ 大型MICE施設が供用開始される前に、一刻も早く本道路の整備に着手し</p>	<p>大型MICE施設が供用開始となることで、東浜地区中心部を通過する交通量の増加が予想される。しかし、与那原三差路は重要な交通結節点となっているため、慢性的な交通渋滞が常時発生していることから、与那原バイパスの有効活用及び近隣市町村への道路網の連結が渋</p>	<p>南風原与那原線バイパス（仮称）について、県が行った調査結果では、幹線道路としての計画交通量が見込めず、周辺道路の渋滞緩和効果が低いことから、県道としての整備の優先度は低い状況にあります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		ていただきました。	滞解消のカギとなる。したがって、東浜地区中心部から国道与那原バイパスを經由し、県道南風原与那原線を結ぶ新たな道路（仮称ゆめなり線）を整備し、大型M I C E施設利用者をスムーズに誘導することで、周辺道路の交通渋滞を解消し利便性の向上を図る必要がある。	当該道路の整備については、交通需要を踏まえた幹線道路ネットワークとしての必要性、技術的課題、費用対効果及び交通の安全性確保などを検証する必要があることから、今後の検討課題と考えております。
		⑭ 県道糸満与那原線の与那原町から南城市を結ぶ区間において、県道糸満与那原線を補完する本道路の整備に一刻も早く着手していただきたい。	国道329号と県道糸満与那原線との交差点（大里入口）及び、国道329号与那原三差路は、道路交通の流れを東西南北へ切り替える重要な結節点となっており、朝夕の通勤・帰宅時間帯に限らず、慢性的な交通渋滞が発生している。また、与那原町東浜及び西原町東崎には、大型M I C E施設の供用開始が予定されており、南部地域からの大型M I C E施設利用者が県道糸満与那原線を利用することで更なる交通渋滞が予想される。県においては、広域道路整備基本方針に基づき、ハシゴ道路や2環状7放射道路の整備が進められており、県道糸満与那原線は放射道路である南部東道路や国道507号と交差していることから、重要な道路ネットワークを形成する主要地方道である。よって、慢性的な渋滞の緩和、大型M I C E施設や南部各地域の観光施設への受け入れ態勢の強化のため、与那原町字与那原と南城市の区間において、県道糸満与那原線を補完する道路の早期整備が必要である。	<p>県道糸満与那原線を補完する道路の整備については、平成28年度に調査を行い、与那原交差点の渋滞緩和効果を確認しております。</p> <p>引き続き、環境影響評価条例に基づく手続きに取り組むとともに、概略ルートの検討について地元自治体や関係機関と意見交換を行い、早期事業化に向けて取り組んでまいります。</p>
		⑮ 南部東道路と那覇空港自動車道の交差部から南風原北インター、西原町池田方面を經由し、	南部地域においては、国道331号豊見城道路、津嘉山バイパス、南部東道路、南風原与那原バイパス等主要幹線道路の整備が行われ、一部完了し交通網が充実しつつあるが、那覇市北東部へのアクセスについては、外郭環状線のインターが南風原北I Cと西原I Cのみであり、那覇市北東部から遠い中央環状線に頼るしかないのが現状	<p>南部東道路から那覇市石嶺方面へアクセスについては、沖縄自動車道への追加I Cとして、石嶺地域に近接する幸地I Cの整備を行っているところであります。</p> <p>新南風原交差点の側道整備も含め、那覇市石嶺方面への幹線道路の整備については、周辺道路の整備に伴う交</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>那覇市石嶺方面への幹線道路及び南風原北ICの再整備と併せて新南風原交差点からの側道拡幅整備していただきたい。</p>	<p>である。また、南部東道路から那覇市石嶺方面への路線の整備により、空港から那覇市北東部・南部地域へのアクセスが向上するとともに、南部地域の観光地と首里城へのアクセスも向上し、観光振興にも大きく貢献できる。さらに、南部東道路と那覇空港自動車道との直結及び大型MICE施設の開業により、南風原北IC付近での大規模な渋滞が予測されることから、再整備が必要であり、併せて新南風原交差点からの側道拡幅整備が必要である。</p>	<p>通状況の変化を踏まえる必要があることから、今後の検討課題と考えております。</p> <p>なお、南風原北ICが接続する与那覇交差点については、国において、令和元年度に左折・直進車線の増設による交通安全及び渋滞対策が実施されております。</p>
		<p>⑩ 県道那覇糸満線における阿波根（東）交差点に右折専用レーンを設置していただきたい。</p>	<p>県道那覇糸満線は、那覇市安謝を起点とし、南風原町及び八重瀬町を經由し糸満市西崎町を結ぶ、交通量の多い重要な幹線道路である。さらに、国による小祿道路のランプ撤去に伴い、高速道路を利用する際は県道那覇糸満線を利用して南風原南ICへ向かうようよう呼び掛けていることから、さらなる交通量の増加が見込まれる。しかし、阿波根（東）交差点においては右折専用レーンがないため、車線変更した車両と後方からくる車両とで接触事故が起きており、今後、ランプが撤去されることで、県道や接道する市道の渋滞の増加や八重瀬町方面から糸満工業団地企業への通勤等の車両による事故の増加が懸念され、阿波根（東）交差点において右折専用レーンの設置が必要である。</p>	<p>阿波根（東）交差点は、県道那覇糸満線と糸満市道座波阿波根線が交差し、同交差点の南側には、座波阿波根線と市道潮平北波平線との交差点が近接しております。</p> <p>県としましては、交通状況の確認を行った上で、対策について検討していきたいと考えております。</p>
南3	慰霊碑・戦争遺跡等の保存方策の確立について	<p>沖縄戦跡国定公園や糸満市・八重瀬町内など各地域に点在する慰霊碑や避難壕などの戦</p>	<p>沖縄戦により県内各地には慰霊塔・碑や避難壕等の戦争遺跡があり、最後の激戦地となった沖縄戦跡国定公園域内には、県内外の慰霊塔・碑が集中している。平和祈念財団により管理されている慰霊塔・碑については、清掃が行き届き、慰霊に訪れる方々を常に受け入れること</p>	<p>慰霊塔（碑）は、戦没者のみ霊を慰めるとともに、恒久平和を祈念するため、戦友や遺族などの関係者が深い思いを込めて建立しており、その修理や清掃等の維持管理は、本来建立者等関係者の責任において行うものであるとと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>争遺跡の保全等を国、県の施策として取り組んでいたきたい。</p>	<p>が可能となっている。しかし、財団の管理を受けない慰霊塔・碑にあっては、所在する自治会のボランティアにより対応を行っているが、時間の経過とともにご遺族や関係者による慰霊祭などの開催が途絶えるなど、ボランティアの目的が曖昧になっている。建立したご遺族の高齢化等により継承者が少なくなる中、当事者を交えた慰霊塔・碑の在り方の検討がなお一層困難になることから、県で統一した管理方法の検討が必要である。また、戦争の物言わぬ語り部である避難壕（ガマ）にあっては、崩落がみられるなど劣化が進行し、立ち入り禁止箇所が増加している。避難壕（ガマ）は戦争遺構として、平和学習や戦争の追体験をするうえで重要な役割を担っていることから、国・県の重要な施策として位置づけ、その保存に取り組む必要がある。</p>	<p>しかし、これらの慰霊塔（碑）は、先の大戦に起因するものであり国の責任において対応すべきものであることから、県では平成27年8月に厚生労働大臣あて、民間建立慰霊碑の整理や保存等に関して要請しております。</p> <p>また、各団体等が建立した慰霊塔（碑）の中には、関係者の高齢化等に伴い、十分に管理がなされていない等の課題があることから、県では、平成30年度に県内慰霊塔（碑）管理状況等実態調査を実施し、慰霊塔に係る課題の分類を行い、令和2年度には、存続が懸念される慰霊塔を対象とした「管理困難慰霊塔検討事業」を実施し、管理者不明等慰霊塔の所在地自治会や市町村等の意向を確認しました。</p> <p>その結果、慰霊塔ごとに土地所有者の意向や管理状況等がそれぞれ異なることが確認されたことから、管理実態の調査結果等を踏まえつつ、国や市町村、関係団体等と連携を図り、個別に対応して問題解決に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>戦争遺跡について、県教育委員会では平成10年度から平成17年度に実施した分布調査により、県内全域に1,077件の戦争遺跡が所在することを把握しました。</p> <p>また、平成22年度から平成26年度には、1,077件のうち145件の戦争遺跡を対象に詳細な内容等の確認調査を実施し、戦争遺跡の全体像を理解するための体系化も行いました。</p> <p>これらの成果を踏まえ、市町村に対し戦争遺跡の文化財指定を促すとともに、県が戦争遺跡を文化財指定する</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>際の考え方の整理や、指定候補の絞り込み等を進めております。</p> <p>県教育委員会としましては、今後も市町村との連携を図りつつ、戦争遺跡の適切な保全に努めてまいります。</p>
南 4	国民健康保険財政への法定外繰入（赤字補てん）について	<p>沖縄県の国民健康保険財政の赤字を解消するため国に対する財政支援を強く働きかけていただき、国保の財政運営の責任主体である沖縄県知事（保険者）においても市町村長（保険者）と同様に、政策的な判断による法定外繰入による財政支援をしていただきたい。</p>	<p>沖縄県国民健康保険財政の赤字要因は、構造的な問題（国保被保険者に占める前期高齢者加入割合が全国平均と大きな乖離があること、被保険者の平均所得が最下位クラスにあること、20歳未満の被保険者が占める割合が最上位クラスにあること等）にあると考えるため、市町村が行う決算補てんを目的とする法定外繰入等は、解消されない状態が続いている。とくに沖縄県に交付される前期高齢者交付金は、類似団体と比較して相当低く交付され続けており、沖縄県国民健康保険財政の収支の不均衡を招いていると考える。国の制度導入により財政面において、沖縄県市町村と県外市町村に不均衡が生じることはあってはならないことである。沖縄県の特殊事情を考慮した財政支援を国に対して強く働きかける必要がある。また、前期高齢者交付金が低く交付されている分の差額は、市町村（保険者）の努力でまかなえる範囲を超えたものとするため、財政運営の責任主体である沖縄県（保険者）も沖縄県国保特別会計へ財政的な支援が必要である。</p>	<p>平成30年度の国保制度改革施行により、県は財政運営の責任主体として市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払うことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理することになりました。</p> <p>県では、これまでも県の特別交付金において、収納率向上、医療費適正化、保健事業等における市町村の取組を支援するために交付金を交付してきたところであり、</p> <p>県としましては、定められた財政運営の仕組みの中で、市町村の財政をできるだけ支援するよう取り組んでいきたいと考えております。</p>
南 5	信号機の設置について	<p>信号機の設置数の増加をしていただきたい。</p>	<p>近年、与那原・糸満警察署管内では、車両台数の増加に伴う道路の新設等が進められているが、十字路やT字路では、車両通過及び歩行者の横断が頻繁にあるにもかかわらず信号機のない箇所が多々ある。設置申請を行って</p>	<p>信号機の設置につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺における道路環境や施設の設置状況のほか、道路管理者によるカラー舗装、カーブミラーの設置、道路改良等の信号機以外の安全対策なども考慮した</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>も、設置基礎数とされる年間3～4機では、危険箇所など必要な場所への十分な設置ができない状況にある。ついでには、同警察署管内において、信号機設置数の増加が必要であり、安心安全な環境の整備を図る必要がある。</p>	<p>上で、設置の必要性について判断しております。</p> <p>御要望につきましても、これらの観点を踏まえ、信号機設置の必要性を含めて検討し、道路管理者と連携して道路の安全対策に取り組んでいきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度南部地区信号機設置箇所 2か所 ①豊見城市：豊崎小学校（東）交差点 ②八重瀬町：伊覇(西)交差点
南 6	医療費助成事業の拡充について	<p>令和4年度から沖縄県子ども医療費助成事業の通院対象年齢が拡充され、現物給付も補助対象とされている。同様に、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業について、補助対象を「現物給付方式」まで拡充し、各医療費助成制度をさらに充実していただきたい。</p>	<p>令和4年度から沖縄県子ども医療費助成事業の通院対象年齢が拡充され、現物給付も補助対象とされている。一方、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業においては、補助対象を「償還払い方式（自動償還含む）」としており、「現物給付方式」を補助対象としていない。病児等を抱える家庭の医療費の負担は、母子及び父子家庭等や重度心身障がい児（者）にも同じように発生するものであるが、家庭の構成や障害の有無で助成内容に格差が生じている現状がある。医療費の心配なく診療を受けることのできる体制づくりは、母子及び父子家庭等や重度心身障がい児（者）の家庭等においても切実な願いであること、また、健康格差を生じさせないためにも、補助対象を「現物給付方式」まで拡充し、制度の充実を図る必要がある。</p>	<p>沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業における現物給付の導入については、一部、検討したいとする市町村はあるものの、自動償還の維持を希望する市町村が大部分となっております。</p> <p>本事業については、受給資格の変動が多いことから、現物給付を行った場合、返還金発生件数が多くなる懸念や、医療費増の懸念等の課題があることから、県としては引き続き、現物給付の導入について、市町村と意見交換を行ってまいります。</p> <p>沖縄県重度心身障害者医療費助成事業における現物給付については、一部の市町村で導入を検討したいという意見はあるものの、自動償還の維持を希望する市町村が大部分となっております。</p> <p>県としましては、課題等を確認しながら、市町村と意見交換していきたいと考えております。</p> <p>なお、県は全国知事会を通して「重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体が実施している</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				が、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること」について要望を行っているところであります。
南 7	「耐爆チャンパー」の導入について	安心・安全な住民生活を確保し、不発弾安全化の事務処理を軽減するため、戦後処理の一環として国の全面的責任において、「耐爆チャンパー」を早期導入するよう国に対し強く働きかけをしていただきたい。	沖縄県内市町村では、毎年のように多くの住民が避難対象となる不発弾安全化処理が行われており、避難場所の確保、広報、住民に対する避難勧告及び誘導等の任務を担っている。しかし、市街地においては、地下埋設物や架空線、住宅、公共施設等の支障物件が多く、また、避難対象者数が多くなることから、処理壕の設置計画や関係機関との調整等に多くの時間を要し、事務処理の負担が大きく、さらに住民からの苦情も多く寄せられ、通勤、通学等の影響や戦争体験者の不安等が報告されている。このような状況を改善するため、処理壕の構築が不要で、不発弾の発見から処理までの日数が短縮でき、住民避難範囲の縮小が図られ、迅速な安全化処理への対応が可能となり、住民の不安を解消し大幅な不発弾安全化の事務処理を軽減することができるため、戦後処理の一環として国の全面的責任において「耐爆チャンパー」を早期導入する必要がある。	耐爆チャンパー（耐爆容器）の導入につきましては、令和4年度に国・県・市町村等で構成される沖縄不発弾等対策協議会の下に設置された専門部会ワーキングチームにおいて、耐爆容器の安全性や耐久性などが検証された後、本対策協議会で安全性や耐久性が確認されたところです。 令和5年度は、運用方法の検討結果に基づき、耐爆チャンパー（耐爆容器）を実際に使用した試行運用を行い、沖縄不発弾等対策協議会において、試行運用の課題等に関する検証を終えております。 令和6年度から本格運用を開始する予定となっております。
南 8	子どもの貧困対策について	内閣府補助事業「沖縄子供の貧困緊急対策事業」について、高率補助のまま令和5年度以降の事業継続を国に対し強く要望	沖縄県における子どもの貧困の実態は、全国に比べ特に深刻な状況にあることから、平成28年度から「沖縄子供の貧困緊急対策事業」（内閣府）を実施しているが、事業の評価・分析においては、子供の居場所を利用した子どもの対人関係や学習意欲などに改善がみられ、貧困対策支援員の支援を受けた保護者の周囲とのつながりや子どもとの関係性などに前向きな効果が現れている。居	国に対して、沖縄県のこどもの貧困対策にかかる支援を求めてきた結果、「沖縄こどもの貧困緊急対策事業」については令和6年度以降も継続されることとなり、同事業費補助金総額は対前年度比約1.7億円増の18.5億円が措置されることとなりました。 令和5年10月1日現在において、同事業を活用したこどもの居場所が県内で190箇所設置され、貧困対策支援員

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		していただきたい。	場所を利用されている子ども達は、貧困世帯であることから、一人ひとりの子ども達が自立するまでは長期的な継続支援が必要である。ついては、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう高率補助のまま令和5年度以降も「沖縄子供の貧困緊急対策事業」の継続を、国に対し強く要望する必要がある。	は109人配置されるなど支援体制が整ってきておりますが、支援が必要な子どもや保護者の生活実態は依然として厳しい状況であるため、国に対し、同事業の継続等について、引き続き要望してまいります。
南9	バスの再編について	南部地域の移動利便性の向上を図るため、バス路線の再編と路線バス事業の県営化も含めた持続可能な地域公共交通の維持・確保策について検討していただきたい。	那覇市を含む南部地域は、交通渋滞がとてひどく、渋滞による経済損失は計り知れない。交通渋滞を緩和するためには、運行本数の見直しやバス路線の再編が必要であるが、これまで、バス路線の再編が進まなかった理由に、独占禁止法の存在がある。令和2年11月27日に独占禁止法の特例法が施行されたことにより、バス事業者が同じテーブルで運行本数や運賃について協議することが可能となったことから、県が中心となって市町村とともに路線再編の議論を進める必要がある。また、今般のコロナ禍の影響でバス事業者の経営は悪化しており、このまま放置すれば、県民の足である公共交通は崩壊しかねない。次期振興計画の10年間で持続可能な地域公共交通の維持・確保のためにも、路線バス事業の県営化等を含めた施策についても議論を行う必要がある。	<p>県は、路線バスをはじめとする公共交通について、県民や観光客の移動手段として重要な役割を担っており、それを確保・維持することが重要であると考えております。</p> <p>県民及び観光客の移動利便性向上等を図るためには、鉄軌道の導入と併せて、骨格軸と地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの充実を図る必要があると考えており、沖縄本島の北・中・南部の圏域毎に議論の場を設け、南部地域の交通状況や地域の課題を整理し、最適な公共交通ネットワークのあり方等について、市町村と協働で検討を進めているところです。</p> <p>路線バス事業の県営化については、同事業がこれまで民間事業者により運営されてきたことや、民間事業者から県営化の要望もないこと、加えて、全国的に公営バスの民営化や民間譲渡が進められてきたこと等から、まずは現状の確保・維持が重要と考えております。</p>
南10	沖縄県観光2次交通利便性向上体	来沖した観光客が利用するバスやモノレールなどに	新型コロナウイルス感染状況が落ち着いたことなどにより旅行需要が拡大しているが、レンタカー不足等で宿泊キャンセルが生じている。コロナ禍の減車で、客足が	本事業は、令和4年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、レンタカー不足が顕著であったこ

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	制構築事業（沖縄のりとくチケットキャンペーン）の継続及び拡充について	対し実施している割引を令和5年度も継続及び拡充していただきたい。	戻っても急な確保が難しいことと、免許返納者及び不所持の方々に来沖していただくためにも、令和5年度も引き続き、割引制度の継続やタクシー等への拡充により、円滑な移動や沖縄滞在の満足度向上に努める必要がある。	<p>とを踏まえ、緊急的な対策として、令和4年6月補正で予算措置を行ったところであります。</p> <p>レンタカー台数が一定程度回復したことに伴い、本事業は令和4年度をもって終了することとしましたが、国際線の段階的な復便に伴う訪日客の増加や車の免許を持たない観光客（高齢者、Z世代等）に対し、レンタカーに頼らない観光2次交通を提供する必要があると考えております。</p> <p>このため、令和5年度から、新規事業として、繁忙期において、市町村や旅行事業者、交通事業者が行う観光地間を結ぶシャトルバスの運行等の観光2次交通の確保に対し、補助金を交付する「観光2次交通利用促進事業」を実施しており、令和6年度も引き続き同事業を継続してまいります。</p> <p>その他、沖縄観光コンベンションビューローが運営する観光情報Webサイトにおいて、レンタカーに頼らない旅の楽しみ方を紹介する等、引き続き、観光客の円滑な移動や沖縄滞在の満足度向上に努めてまいります。</p>
南11	緊急浚渫推進事業債の継続について	令和2年度から6年度の事業期間である緊急浚渫推進事業債を継続していただきたい。	近年、異常気象による集中豪雨が多発している状況において、普通河川に堆積する土砂の浚渫工事や維持管理に大変苦慮しているなか、総務省の「緊急浚渫推進事業」を活用し普通河川の浚渫工事に取り組んできた。しかし同事業は、令和6年度で終了するが、河川の浚渫は、継続的に実施しなければならず、今後単独事業で行うことは自治体にとって多大な財政負担であり非常に厳しいことから、令和6年度以降も同事業の継続が必要である。	<p>緊急浚渫推進事業は、地方公共団体が緊急的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消することを目的とした起債事業であり、事業期間は令和2年度から令和6年度までとなっております。</p> <p>県としましては、事業の必要性及び緊急性等を踏まえて、地元自治体と連携し、国に対して、事業の継続を要望していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
南 12	沖縄振興公共投資交付金について	令和6年度における地方独立行政法人那覇市立病院に対する沖縄振興公共投資交付金（沖縄医療施設等医療整備事業）の所要額総額を確保していただきたい。	地方独立行政法人那覇市立病院は本市が設立した非公務員型の法人であり、那覇市立病院を運営している。独立採算の原則の下、優良経営に努めてきた公立病院である。しかし、コロナ禍となり、感染症指定医療機関ではないが、一般診療を制限し、コロナ対応に協力した結果、令和2年度の医業収益は対前年度比で1割減、14.3億円減少し、医業収支は93.4%の赤字に転落した。現在も収支改善に向け、様々な努力を行っているが、物価高騰など経営環境は厳しく、道半ばである。それでも、県立中部病院長の要請に応え、脳神経外科医を応援派遣する等、地域医療を守り、公的使命を果たすべく努めているところである。その市立病院の病院建替え事業に対し、沖縄振興公共投資交付金（医療施設等医療整備事業）が適用されているが、令和5年度の交付予定額が約6割減額されるとの報告を市立病院より受けた。大変大きな減額であるが、県所管課は事業最終年度の令和6年度において、総額46億円の確保に努めるとの説明を繰り返すのみで、何ら担保の無い状況である。従って、県に対し、令和6年度における市立病院に対する交付金所要額総額の確保に全力で取り組むよう、強く求める必要がある。	那覇市立病院の建替え事業に対する沖縄振興公共投資交付金については、建替え事業最終年度である令和6年度において必要額を確保し、那覇市立病院の建替え事業に必要な沖縄振興公共投資交付金の所要額総額46億円を確保できたところです。
南 13	沖縄師範健児の塔及び関連施設の沖縄県平和祈念公園へ	沖縄師範健児の塔周辺は、平和学習の場として多くの人が訪れており、北側に位置する沖縄県平和祈念	沖縄師範健児の塔は、建立から77年経過しており、老朽化が激しく遺族会の高齢化等もあり管理者が曖昧である。特に、参道部分の階段は大きなひび割れが発生し、石垣は倒壊の危険性もあり、さらに車道がない状況である。本来、健児の塔は慰霊祭や平和学習の場として毎年多くの観光客や参拝者が訪れる場所であり、同地域は沖	慰霊塔（碑）は、戦没者のみ霊を慰めるとともに、恒久平和を祈念するため、戦友や遺族等の関係者が深い思いを込めて建立しており、その修繕や清掃等の維持管理は、本来建立者等関係者の責任において行うものであると考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	の編入について	公園と等しく世界に平和を発信する場所であると考えことから沖縄県平和祈念公園への編入を行い、国や県において適正な維持管理を行っていただきたい。	縄平和祈念公園と等しく、平和を発信する場として安心・安全に参拝できるよう同公園への編入を行い、国・県において適切に維持管理する必要がある。	沖縄師範健児の塔については、すでに解散した健児之塔遺族会から委託を受けた沖縄県平和祈念財団が清掃等を行っていることを認識しており、維持管理等の課題については、土地の所有者である糸満市や関係団体と意見交換を行ってまいりたいと考えております。
南14	公共下水道の整備について	沖縄振興公共投資交付金配分額の増額及び令和8年度以降の沖縄振興公共投資交付金の予算確保に向け取り組んでいただきたい。	沖縄県の下水道事業については、沖縄汚水再生美ら水プランにおいて10年構成（令和8年）に向け早期整備に努めることとしているが、沖縄振興公共投資交付金の配分は、年々減少傾向にあり、また、未普及対策の予算については、「既存施設の改築・更新の増加に伴い未普及対策への投資余力は減退していくことから、令和8年度以降の配分について、現状より明るくなる材料はない。」と説明を受けている。一方で、沖縄県内においては、人口増加や市街化区域の拡大など今後も下水道整備（未復旧対策）を必要とする区域が多く残っていること、また都市計画法では、市街化区域については少なくとも下水道を定めるものとし、良好な都市環境を保持するために必要不可欠となっている。以上のことから、沖縄振興公共投資交付金配分額の増額及び令和8年度以降においても引き続き同交付金で下水道整備ができるよう取り組む必要がある。	<p>沖縄振興公共投資交付金の減少傾向に伴い、下水道事業についても十分に所要額を確保できていない中、市町村公共下水道事業への予算配分に一定の配慮を行っているところでもあります。</p> <p>また、国が求める汚水処理施設の概成に向けて下水道整備を促進するため、市町村に対して、沖縄振興公共投資交付金に加えて、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）の活用検討を促す等、支援に取り組んでいるところでもあります。</p> <p>県としましても、令和8年度以降も引き続き下水道整備が必要と認識しており、今後も沖縄振興公共投資交付金等の所要額の確保に向け、市町村とより一層の連携を図りながら、国へ要請を行う等、取り組んでまいりたいと考えております。</p>
南15	久高島高速ブロードバ	知念半島から久高島に繋がる高速	沖縄県では、このほど本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの敷設工事を終え、県内の役所機能がある15の離	現在県では、民間通信事業者と連携しながら離島・過疎地域における情報通信環境の強化に向けて取り組んで

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	ンドインフラ整備について	ブロードバンド網（光ファイバー）の整備をしていたきたい。	島全てにおいて高速ブロードバンド回線が整備され、令和7年には双方からケーブルがつながる「ループ化」の整備も完了する予定となっている。これらの離島では、高速ブロードバンド回線の整備により大容量通信の安定化が図られ、都市部と変わらないオンラインの授業や診療が受けられる環境が整い、教育、医療のみならず産業や防災など様々な分野で活用され離島の振興発展に大きく寄与すると期待される。しかし、役所機能がない南城市久高島やうるま市津堅島では、県事業での海底光ケーブル整備の対象外となっており、高額な費用を要する海底光ケーブル敷設について市単独での事業化は厳しく、急速に進展するDX化の波に両島が取り残されてしまうことが懸念される。両島にも他離島と同様に生活を営む沖縄県民が住んでおり、沖縄県知事においては「誰一人取り残さない優しい社会の実現」を訴えていることから、ぜひとも県事業での海底光ケーブルの敷設が必要である。	いるところであり、その一環として南北大東島をつなぐ海底光ケーブルを整備し、ループ化による通信基盤の強化を目指しているところ。 一方、海底光ケーブル等の整備については、多額の建設費用や長期的な維持管理費用が発生することから、その費用負担のあり方も含めて、より効果的な事業スキームを検討する必要があると考えております。 このため、南城市久高島やうるま市津堅島については、引き続き、国や地元市、民間通信事業者等と意見交換し、連携を強化しながら、整備に向けて取り組んでまいります。
南16	報得川の早期整備について	報得川の世名城橋から赤田橋までの区間を早期に整備していただきたい。	現在、報得川の河川改修事業が進められているが、八重瀬町における区画整理事業に伴い住宅開発が進み、市街地が拡大している状況の中、近年の異常気象による集中豪雨や台風等で洪水被害が発生し、河川沿いにある東風平中学校への浸水によって生徒・教職員の生命が脅かされる等、極めて危機的状況であり、また道路の冠水及び作物被害も頻繁にでていることを踏まえ、早急な整備が必要である。	報得川の世名城橋付近から上流約2.5キロメートルの事業区間については、これまでに世名城橋付近から座名地橋付近の400メートルの用地取得が完了しており、令和5年度から、護岸の整備及び座名地橋から赤田橋までの500メートルについて詳細設計を行っております。 引き続き、早期整備に向けて取り組んでまいります。
南17	南風原南IC周辺及び	南風原南IC周辺及び黄金森公園	南風原南IC周辺は、津嘉山バイパスの整備に伴い交通渋滞が激しく、特に交差点付近では、豊見城方面から	南風原南IC周辺及び黄金森公園線については、詳細設計や関係機関調整等に取り組んでいるところでありま

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	び、黄金森公園線の早期整備について	線の起点、南風原南 I C から終点の照屋北交差点までの区間を早期整備していただきたい。	オフランプ（北向け）、那覇空港自動車道のオンランプ（北向け）箇所が渋滞が著しく、那覇空港自動車道の本線まで影響を及ぼしている。関連する南部東道路が暫定 2 車線での供用が開始された場合、更なる渋滞が予想される。また、都市計画道路黄金森公園線は、当初の都市計画決定からすでに10年が経過しているが、未だに事業完了の目処がたたない状況にあり、沿道には南風原中央公民館、南風原文化センター等が計画道路の高さに合わせて建ち並んでおり、利用者並びに地域住民へ大きな支障を来していることから、具体的なスケジュールを示し南風原南 I C 周辺及び黄金森公園線の早期整備を図る必要がある。	す。詳細設計が完了した区間については、用地取得等に取り組んでいるところであります。
南 18	マリンタウン東浜水路の浚渫について	水路近隣住民の生活環境改善と与那原町の観光振興のため、早急に水路の浚渫をしていただきたい。	与那原町では、平成30年2月に与那原町観光実施計画を策定しており、「大綱曳」、「水路」、「M I C E」を優先的に取り組むべき3つの重点事項として位置づけ、その推進を図っている。また、中城湾港マリンタウンプロジェクトにより整備された与那原マリーナや埋め立てにより創設した東浜水路を本町の新たな観光資源として様々な施策を推進している。加えて、沖縄県・西原町・与那原町において策定したマリンタウン M I C E エリアデザインコンセプトにおいては、与那原マリーナや東浜水路などをブルーパスと位置づけ、海洋リゾートの拠点や水辺のリゾート回廊空間の創出として計画している。さらに、令和4年2月には、沖縄県マリンタウン M I C E エリア形成事業基本計画（案）も公表され、沖縄県と連携を図りながら大型 M I C E 施設を中心とした魅力ある周辺環境整備に取り組んでいる。しかしながら、現在の水路は、土砂やヘドロが堆積しており、干潮時には悪臭の発生要因となるため、観光資源として十分に活用で	与那原町、西原町及び沖縄県の三者は、これまで、水路のより良い環境保持等を目的に、マリンタウン内水路保全・利活用推進協議会を開催し、水路内の水質浄化に向けて協議を行っております。 当該水路の浚渫については、同協議会において情報共有を図り、要因除去に対する措置及び役割分担等について、引き続き協議を続けていきたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>きない状況であるとともに、近隣住民の生活へも悪影響を及ぼしている。本町においても水路の水質改善のため、下水道接続助成金制度を創設し下水道の普及に鋭意取り組んでいるが、その問題を根本的に解決するためには、水路の浚渫は必要不可欠であると考えている。については、本町の観光振興と水路近隣住民の生活環境改善及びMICEエリアの観光客受入環境改善のため、早急に水路の浚渫が必要である。</p>	
南 19	海洋深層水大規模取水設備等の新設実現について	<p>持続可能なブルーエコノミーの構築及び世界に誇れる島しょ型環境モデル地域形成のため、大規模取水設備及び海洋温度差発電設備をしていただきたい。</p>	<p>脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進を図る沖縄県は、世界に先駆けて海洋温度差発電の実証に成功した。海の恵み（海洋深層水）を利用した持続可能な社会経済開発である「ブルーエコノミー」の構築は、本県及び世界の島しょ地域を先導するモデル地域となり得る。また、沖縄県海洋深層水研究所からの技術移転と海洋深層水の分水により、海洋深層水関連の生産額は25億円と、久米島町の一大産業となっていることから、島しょ地域や熱帯・亜熱帯地域における自立型経済を可能にする先駆的な事業ともいえる。脱炭素社会実現に向けた持続可能な海洋環境を活用した島しょ型環境モデル地域の構築と更なる離島経済の自立発展への産業振興のため、大規模取水設備及び海洋温度差発電設備の整備が必要である。</p>	<p>久米島町が事業主体として取り組んでいる海洋深層水取水施設の新設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興という観点で重要であると認識しております。</p> <p>このため、町が主催する「プロジェクト推進会議」に県から関係部局職員を派遣し、町の計画に対する意見交換を重ねてまいりました。</p> <p>令和5年12月、県は企画部を中心とする関係部局で、町から防衛省の補助金を活用した全体計画概要版の説明を受けました。</p> <p>計画内容には、一部解決すべき課題があり、現在、町が課題の整理を行っているところです</p> <p>県としましては、引き続き、様々な観点から意見交換を行うなど、技術的な支援を行ってまいります。</p> <p>また、海洋深層水研究所では、水産、農業分野において海洋深層水を用いた研究開発を実施してきました。特に水産分野では、クルマエビの母エビ養成技術や海ぶどうの陸上養殖技術を確立するなど、本県における水産業の振興に大きく貢献しております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>なお、令和5年度につきましても、久米島町が行う海洋温度差発電による地域のエネルギー自給と海洋深層水利用産業の振興を同時に実現する「久米島モデル」の実証に対し、海洋深層水研究所で取水した深層水の分水や、海洋温度差発電実証試験設備の行政財産使用許可をするなどにより支援を行っているところであります。</p>
南 20	渡嘉敷村内公共工事の入札不調に係る支援について	渡嘉敷村内公共工事の入札不調に係る現状を検証し課題解決に向けて努力し、受注促進に繋げていくために、より専門的知見を有する県の技術的な助言を必要としていることから、解決に向けて支援をしていただきたい。	近年、渡嘉敷村内における公共工事の入札不調が続いており、施設整備が進まず住民生活に影響が出ている。村内には公共工事を受注できる業者がなく、村外の業者が指名競争入札等で落札し、工事等を行ってきたが、近年の社会情勢等の変化により、建設費の高騰や人材不足等による技術職員の確保ができない等の理由により、入札辞退が増加し、入札までも至っていない状況である。本村においても、現状を検証し課題解決に向けて努力し、受注促進に繋げていくために、予定価格の増額や複数工事の入札を併せて行っているが、落札には至っておらず、効果的な解決方法が見いだせない状況であり、より専門的知見を有する県の技術的な助言を必要としていることから、解決に向けて支援が必要である。	<p>県では、離島における不調・不落対策として、標準積算と実勢価格において乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者に見積書を提出してもらい、その見積書を参考として予定価格を設定する見積活用方式を採用しております。</p> <p>また、物価高騰対策として、最新の資材単価で積算し、適切に予定価格に反映しております。</p> <p>さらに、労働者の宿泊や輸送等の費用などについては、「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準」を整備し、受注者の支出実績を踏まえ、設計変更しております。</p> <p>現場代理人や主任技術者の確保については、主任技術者の専任（兼任）の取扱いや現場代理人の常駐義務緩和等の対策を実施しております。</p> <p>県の取組について、村と情報共有を図るとともに、必要な支援を行ってまいります。</p>
南 21	駐在所の設置について	阿嘉・慶留間地域に駐在所を設置していただきたい。	座間味村は平成26年3月に「慶良間諸島国立公園」の指定を受け、平成27年から4年連続で年間約10万人の観光客が訪れるようになった。観光産業は村の活性化に大きく寄与しているが、治安上の不安も増大し、夏季の繁	<p>県警察においては、限られた体制を効果的・効率的に運用し、良好な治安を確保するため、これまでも統廃合を含め、交番や駐在所の適正配置に努めているところであります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>忙期には応援の警察官の派遣で対応している。現状では駐在所は座間味島にだけ設置されているため、阿嘉島・慶留間島において各種事案が発生した場合、座間味島駐在の警察官が船で島渡りをしなければならない。荒天や夜間に対応ができないこともあり、阿嘉島・慶留間島住民からは警察官の常駐について強い要望がある。安心・安全な村づくりのため阿嘉・慶留間地域に駐在所を設置する必要がある。</p>	<p>交番や駐在所を新設するに当たっては、既存の警察施設の位置、管内人口の変動、治安情勢などを踏まえて総合的に検討しているところです。</p> <p>離島における警察施設の設置を検討するに当たっては、離島の特殊性を踏まえ、地元住民の設置の要望や治安上の不安等について、確実に把握することが重要と考えています。</p> <p>阿嘉・慶留間地区については、他の警察施設のない有人離島と異なり、これまでも来島者が増加する夏季には警察官を応援派遣していることに加え、令和5年には移動交番車によるパトロールの強化等を行っているところ、派遣される警察官の勤務環境を整える意味でも、警察施設の設置が必要であると判断し、座間味村と調整を進めているところです。</p>
南22	県の補助事業に係る支援について	月単位での積算単価の公表をしていただきたい。	ロシアによるウクライナ侵攻や円安等の影響により、アスファルトや鉄筋等の建築資材が急騰しており、令和3年度に設計した単価の2倍程度になっている。年間若しくは四半期ごとに見直される工事の積算基準単価と発注時の単価に追いつかず、入札の不調が生じていることから積算基準単価の公表時期の見直しを行う必要がある。	<p>資材単価の公表について、これまでの年4回に加えて、令和4年7月以降、物価資料（刊行物）に掲載されている単価については毎月更新し、県のホームページに掲載しております。</p> <p>なお、価格変動が著しい場合は、物価資料等の速報価格を考慮の上、特別調査の実施や見積単価の採用など適正な価格を設定しております。</p>
南23	渡名喜漁港の整備について	渡名喜漁港内へ新たな防風柵を設置していただきたい。	渡名喜漁港内に発生する風の影響を軽減させるため、既存施設の解体跡地に新たな防風柵を設置し、漁船の安全な係留や陸揚げ等漁港内での作業効率及び安全性を向上させる必要がある。	<p>渡名喜漁港は島内唯一の港であり、地元の漁業活動における役割が大きく、また、定期旅客船が就航するなど、生活港としても重要な役割を果たしております。</p> <p>現在は、定期旅客船の欠航率改善のため防波堤等の整備を行っております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>今回要望のある防風柵の整備箇所には、漁船修理施設が建設されていることから、撤去時期に合わせて事業が行えるように、関係機関と調整を行ってまいります。</p>
南 24	南大東村港湾整備について	南大東港亀池地区漁船溜まり場の整備拡張をしていただきたい。	<p>南大東村においては、南大東漁港の整備に伴い、漁業者の増、漁船の大型化が図られ、産業の少ない離島村において水産業の発展が期待されている。しかしながら、南大東漁港の防波堤が完成しても、ソデイカ漁の最盛期である11月から4月までの間、沖で操業することが可能であっても季節風の波浪により出入港ができない厳しい状況にある。現状も11月から4月までの間は、亀池港漁船溜まり場を使用して出漁しており、漁業者の増、漁船の大型化により湾内を含め狭い状況にある。以上のことから、年間を通して操業ができることが水産業の発展につながるため、南大東漁港の反対側の亀池港漁船溜まり場の整備拡張が必要である。</p>	<p>南大東港亀池地区の小船溜まりの整備については、漁港や港湾の利用状況、海象条件等の調査を踏まえて検討していきたいと考えております。</p>
南 25	北大東港船溜まり場の整備について	北大東港北地区に小型船舶用の船溜まり場を整備していただきたい。	<p>北大東村には、3地区に港はあるものの、自然の入り江がなく島の特性上、荷役作業に必要な静穏性を確保することが容易でない。また、漁港の開港により漁師の操業に係る条件は格段に改善されたが、観光客やスキューバダイビング等に対する遊漁船案内など、島の周囲海域にある豊かな資源を活用した新産業の創出や水産業の振興発展のため、現在の漁港とは反対側に位置する北大東港北地区に、漁業の操業に係る条件を補完し、地域の実情に見合う安定したサービス提供を行うため、小型船舶を対象とした船溜まり場の整備が必要である。</p>	<p>北大東港北地区の小船溜まりの更なる整備については、漁港や港湾の利用状況等の調査を踏まえて、整備の必要性について検討していきたいと考えております。</p>

II 各地区提出要望事項

4 宮古地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
宮 1	産業廃棄物の処理にかかる輸送費にかかる補助について	島外での処理が必要なため、沖縄本島地域と比較して割高になっている離島の産業廃棄物処理について、輸送費補助等の支援をしていただきたい。	産業廃棄物については、適正処理のため分類別に特定事業者による処理が必要となるが、宮古島市内での民間の廃棄物処理業者は限られており、また離島という地理的事情により陸路で近隣市町村の処理事業者へ搬出することも出来ないことから、使用済タイヤ等は島外の事業者へ海上輸送にて搬出し、処理を行わなければならない状況にある。しかしながら、沖縄本島など島外へ海上輸送しての産業廃棄物処理は、陸路による搬出での処理と比較して割高となるため、沖縄本島地域より離島の排出者の負担は非常に高額となっている。ついては、離島ならではの地理的不利性の解消を図るとともに、廃棄物の適正処理により不法投棄を防止し、美しい島の環境を保全するため、島内で処理が出来ない産業廃棄物に対して海上輸送費の補助を行う等の支援をしていただく必要がある。	<p>事業活動に伴って生じた産業廃棄物については、廃棄物処理法第3条の規定に基づき、排出事業者が自らの責任において適切に処理する必要があります。</p> <p>そのため、県では、平成29年度から令和3年度にかけて「離島廃棄物適正処理促進事業」において、離島地域の処理費用の低減化について検討を行っており、離島市町村から輸送費低減の要望があった廃棄物について、輸送コスト低減の可能性がある廃棄物処理業者の情報をとりまとめ、離島市町村に提供するとともに、産業廃棄物と一般廃棄物をあわせて処理する「あわせ処理」に係る実証試験において処理コストの低減が確認できたことから、「あわせ処理」を離島市町村に推進しているところです。</p> <p>なお、農業用廃プラスチックの処理については、多良間村、久米島町及び粟国村で小型焼却炉を導入し、あわせ処理を行っております。</p> <p>また、離島における産業廃棄物の適正処理に資するため、産業廃棄物税を活用した「沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業費補助金」において、令和4年度より、離島における産業廃棄物の施設設備の整備を行う事業を補助対象事業に追加したところです。</p> <p>今後も離島における廃棄物の適正処理の推進に向けて取り組んでまいります。</p>
宮 2	介護報酬改定等における	国に対し、介護報酬改定等における介護支援専門員	宮古島市では高齢化率が27%を越え、要介護認定者は年々増加の一途をたどっているなか、介護サービスを担う介護人材の不足、また居宅介護サービス計画を作成す	介護支援専門員は介護サービスの計画作成及びその継続的な管理を担い、介護保険制度の運営に必要な不可欠な職種となっております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	る国への要望について	(ケアマネジャー)に対する基本報酬の引き上げを強く要望していただきたい。	る介護支援専門員(ケアマネジャー)の離職、なり手の不足が大きな課題となっている。近年、介護報酬改定等において介護職員に対するベースアップ加算をはじめその処遇改善を目的とする各種加算等の算定が行われ、介護職員等の待遇は徐々に向上している一方、介護支援専門員に対する加算などは設けられず、介護職員との賃金格差が生じ、離職者の増加、新たな担い手が居ない状況が起きている。本市で勤務する介護支援専門員対象のアンケートにおいても、業務量と賃金の不均衡を訴える声が多数であった。介護人材不足は全県的課題であり、さらに介護保険サービスを利用するための入り口とも言える介護支援専門員の待遇向上は非常に重要な課題である。ついては、介護支援専門員の基本報酬の引き上げ、またこれまで以上に介護職員全般にかかる賃上げの取組継続をつよく要望する必要がある。	<p>介護職員の処遇については、介護報酬の介護職員処遇改善加算制度により改善が進んできたところですが、介護支援専門員については職責に応じた処遇改善が図られていない状況にあると認識しております。</p> <p>このため、介護支援専門員の処遇改善が図られる介護報酬制度となるよう改善を行うことを、九州各県と連携して国に要望しております。</p> <p>また、介護職員の更なる処遇改善についても、処遇改善加算取得の手続きの簡素化や基本報酬の引き上げも選択肢に含め、介護サービス事業書にとってより使いやすい制度になるよう幅広く検討することを、九州各県と連携して国に要望しております。</p>
宮3	医療費助成事業の拡充について	① 沖縄県こども医療費助成事業と同様に、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業についても補助対象を「現物給付方式」まで拡充し、現物給付化に向けて県主導で取り組んでいただきたい。	医療費に係る負担軽減として実施されている沖縄県こども医療費助成事業では、「現物給付方式」が補助対象となっているが、一方で、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業においては、「償還払い方式(自動償還含む)」が対象とされ、「現物給付方式」は補助対象となっておらず、障がいの有無によって医療費制度の内容に格差が生じている。ついては、すべての県民が安心して医療機関を受診できる体制づくりの構築として、重度心身障害者医療費助成事業について「現物給付方式」を補助対象とするとともに、現物給付方式への移行に係る各医療機関との調整等について、他の医療費助成事業と同様に県主体で取り組んでいただく必要がある。	<p>沖縄県重度心身障害者医療費助成事業における現物給付については、一部の市町村で導入を検討したいという意見はあるものの、自動償還の維持を希望する市町村が大部分となっております。</p> <p>県としましては、課題等を確認しながら、市町村と意見交換していきたいと考えております。</p> <p>なお、県は全国知事会を通して「重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体が実施しているが、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること」について要望を行っているところであります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>② 重度心身障がい者等に対する医療費助成に係る地方単独医療費助成制度の実施に伴う国保の国庫負担金減額調整措置を廃止するよう国に対し強く働きかけていただきたい。</p>	<p>国は、地方が重度心身障がい者等に対して実施する医療費助成制度により、窓口負担金が軽減される場合（現物給付）、一般的に医療費が増加する波及増分については、当該市町村が負担すべきものとされ、国保に係る国庫負担金を減額している。平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については、国保に係る国庫負担金の減額調整措置を行わないこととされたものの、それ以外の重度心身障がい者等に対する医療費助成の減額調整措置については見直しがされず、各自治体の施策推進・財政に大きな影響を与えている。ついては、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国保の国庫負担金減額調整措置を直ちに廃止し、財政の健全化と長期的な安定運営を図る必要がある。</p>	<p>こども医療費助成に係る減額調整措置の廃止が盛り込まれた「こども未来戦略」が令和5年12月22日に閣議決定され、令和6年度における国の予算において、高校生までの医療費助成に対する減額措置を廃止するための予算が計上されております。</p> <p>県は、全国知事会等を通して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止することについて、国へ要望を行っているところであります。</p> <p>県としましては、今後とも全国知事会等を通して国に要望を行うなど、適切に対応していきたいと考えております。</p>
宮4	<p>県営宮古広域公園の早期整備について</p>	<p>県営宮古広域公園の早期実現に向け、PPP/PFI事業導入の積極的な活用による事業の進捗向上と地域と一帯となった取り組みを強化していただきたい。</p>	<p>宮古圏域は、県内で唯一、県営広域公園が整備されていない地域であるが、沖縄県は「海と浜辺を生かした広域公園」として与那覇前浜地区に整備を決定し、令和2年7月には事業認可を受ける等、多くの市民が事業の着実な推進と実現に期待しているところである。一方で、同事業の進捗は厳しい状況にあり、令和12年度の供用開始が大幅に遅れるのではないかと懸念している。また、多くの市民と観光客等に利用される公園計画区域内の前浜ビーチにあるトイレ・シャワー施設（2箇所）は、建築から長い期間が経過し、老朽化が進んでいるが、本公園に係る都市計画決定がされていることから、宮古島市による建替整備が行えない状況にある。ついては、本公園を宮古島市の振興及び発展に寄与する公園とするた</p>	<p>宮古広域公園は、現在、用地取得及び物件補償を進めているとともに、早期整備に向けて施設の整備運営に民間資金等を活用するPFI事業導入等の検討を進めております。</p> <p>トイレ・シャワー施設の老朽化に関して、宮古島市と課題を共有しており、公園の整備計画を踏まえ、建て替え時期や整備主体について、宮古島市と意見交換を行いながら対応を検討していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>め、PPP／PFI事業導入による民間の創意工夫および運営能力の積極的な活用を視野に入れるとともに、地域の特性を活かした賑わいのある拠点として、地域住民の意見を十分に反映しつつ、早期に整備を進める必要がある。あわせて、施設規模及び衛生面から見て早急な対応を要しながら、本市では整備が困難な状況にある本公園の老朽化したシャワー施設等に関しては、県により先行して整備をしていただく必要がある。</p>	
宮 5	農業振興地域整備計画の変更における地域の実態を踏まえた沖縄県同意基準等の運用の確立について	農業振興地域整備計画の変更における地域の実情を踏まえた沖縄県同意基準等の運用を確立していただきたい。	<p>宮古島市は、県内でも広大な耕地面積を有し、これらの特性を生かした農業の振興策を展開しており、一方で、リーディング産業である観光は、大型店舗の進出やリゾートホテル建設の動きが展開されるなど、地域経済に与える影響は大きくなっている。このような中、現在進める農業振興地域整備計画の変更において、約6年前の計画変更時から申請件数が約3倍と大幅に増加するなど、本市を取り巻く土地利用の需要は転換期を迎えている。現在、農業振興地域整備計画の変更を進めているが、このような状況を鑑み、農用地区域に含まれている山林原野に加え、今後の農業振興施策の予定が無い耕作放棄地等については、整備計画から除外する方向で沖縄県と協議を進めている。については、限られた土地を有効利用し、農業の担い手確保を図るとともに、さらなる振興発展が図れるよう農業振興地域整備計画の変更にあたっては、地域の実情を踏まえた運用を確立していただく必要がある。</p>	<p>市町村農業振興地域整備計画の変更にあたって、県は農振法やガイドライン、「市町村の農業振興地域整備計画の策定及び変更に係る同意基準」に基づき、農振除外の要件を満たしているか等の確認を行うこととしております。</p> <p>農振除外の際には6つの要件を満たす必要がありますが、原野化が進み今後も農業振興に使用する予定のない土地については、農用地区域の集団性が損なわれないことや、土地利用の混在化を招くなどの周辺農用地の営農に影響を及ぼさないことなど、除外要件の全てを満たす場合に農用地区域から除外する計画見直しが可能と考えております。</p> <p>今回の宮古島農業振興地域整備計画の変更につきましては、県は令和6年2月6日に法定協議に同意し、2月19日の宮古島市による整備計画変更の決定公告をもって手続きが完了しました。</p> <p>県としましては、今後も市と意見交換を行いながら、優良農地を確保するとともに農業施策を計画的に実施するため、市町村と連携して取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
宮 6	与那覇前浜海岸及び西浜崎海岸の浸食に対する対策の実施について	沖縄県管理である与那覇前浜海岸及び西浜崎海岸の浸食に対して対策を実施していただきたい。	与那覇前浜海岸は、平成10年に農林水産省農村振興局所管の海岸として海岸保全区域に指定されているが、台風等の影響からか砂の移動が激しく見受けられ、海岸が浸食されている状況にあり、前浜海岸の一角は砂が戻らず、年々砂浜の減少が続いている状況にある。このまま対策を講じなければ浸食が進み、東洋一美しいと言われる海岸の景観及び安全性が損なわれる懸念がある他、与那覇前浜海岸沿いに続く西浜崎海岸においても、海岸の浸食により隣接する遊歩道の一部が崩落しており、早急な対応が求められている。沖縄県においては、台風等の影響により浸食を受けているものと認識をしており、今後、浸食状況等を確認するための調査を計画するなど、今後の対策に期待をしているところである。ついては、今後実施する調査結果を踏まえ、結果に基づく対策を早期に実施する必要がある。	宮古島市前浜海岸は、農林水産省農村振興局所管の海岸として、平成10年9月1日に海岸保全区域に指定しております。 前浜海岸の砂浜侵食については、台風等の影響を受けているものと認識しており、原因究明に向けて浸食状況等を確認するための調査を行っているところであります。 また、令和5年の台風6号により海浜侵食が進行したため、9月補正により応急対策費を措置しているところであります。 県としましては、前浜海岸の侵食対策に向けて、国、宮古島市等と連携して検討を進めてまいります。 西浜崎海岸は海岸保全区域が指定されていない一般公共海岸となっております。 海岸浸食対策においては、地形や潮流、風の影響など、広域な調査が必要となるため、関係機関と意見交換を行いながら、現況調査を実施し、対策の必要性を含め検討していきたいと考えております。
宮 7	下地島空港の航空貨物取扱施設の早期整備について	下地島空港にて、より多くの航空貨物を取り扱えるよう、航空貨物取扱施設を早期に整備していただきたい。	宮古島市は県内有数の農業・水産業の盛んな地域であり、生産物の航空輸送量は増加傾向にある。一方で、本市への入域観光客数の増加に伴い、受託手荷物の航空機への搭載量が増加したことにより、航空機への貨物の搭載量が制限されるケースが発生しており、特に特産品であるマンゴーの出荷時期や台風時には宮古空港に貨物が集中し、滞貨が発生するなど市民生活にも影響が出てい	航空貨物取扱施設については、その利用者である民間事業者が整備・運営するものと認識しております。 県としましては、航空貨物取扱施設の整備場所については、関係者と調整の上、空港用地の使用等に協力していきたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>る。そのことから令和3年度、令和4年度において、「下地島空港を活用した航空貨物輸送体制構築委託業務」を実施し、新たな輸送体制構築による滞貨の解消に向けた実証に取り組んでいるが、現在、下地島空港には貨物上屋がなく、コンテナ等の簡易設備での取り回しでは量的・時間的に制約があり、十分な機能を発揮できない状況である。ついては、本市における航空貨物滞貨の解消に向け、下地島空港の航空貨物取扱施設を早期に整備する必要がある。</p>	
宮 8	宮古空港横断トンネル整備について	宮古空港周辺においては、今後も人流・物流の増大が予想されることから、交通ネットワークの機能向上に向け宮古空港横断トンネルの早期整備への取り組みを図っていただきたい。	宮古空港の利用者数は観光需要の増加を背景に令和元年において旅客利用者実績が過去最高の180万人余となっている。空港東側においては、スポーツ観光交流拠点施設と大規模集客施設が隣接しており、それに隣接地区である千代田地区において自衛隊駐屯地があることで、人流・物流が増加し、空港西側では令和3年1月に開庁した宮古島市役所総合庁舎周辺一帯では、すでに人流・物流の増大による朝の通勤時間帯、夕方の帰宅時間帯に限らず、慢性的な交通渋滞が発生しつつある状況にあることから、港から総合庁舎及び空港を結ぶ軸となる高効率のアクセス道路の整備が課題となっている。本市においては、空港横断トンネルの早期実現に向け平成28年11月に「整備促進期成会」が発足し、県へ要請活動を実施するなど、その必要性は多くの市民が感じているところである。ついては、交通ネットワークの機能向上に向け、宮古空港横断トンネルの早期整備への取り組みを図る必要がある。	宮古空港横断トンネルについては、平良城辺線などの4車線道路の利用状況を踏まえ、道路ネットワークとしての必要性や、航空機の安全運行への影響、技術的課題、費用対効果などを検証する必要があることから、今後の検討課題と考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
宮 9	水道事業の 広域化につ いて	低廉で安全・安 心な水の確保・災 害等に対する危機 管理体制の確立等 による安定した水 道水の供給のため 水道広域化を早期 に実施していただ きたい。	多良間村における水道事業は未だに厳しい運営を余儀なくされており、低廉で安全・安心な水の確保、災害等に対する危機管理体制の確立は重要な課題である。本村においては、平成8～9年度に整備した浄水処理施設が、供用開始から25年となり老朽化が進んでおり、修繕を重ねながら給水を行っている。今後、水道料金の低廉化を図りつつ、安定した施設管理運営をしていくためには、本村浄水処理施設を整備する必要がある。現在、本島周辺離島を含め複数の自治体で広域化が実施されており、本村の広域化については、沖縄県水道事業広域連携検討会で検討が行われている「沖縄県水道広域化推進プラン」に、本村の水道広域化の実施を盛り込み、早期に実現する必要がある。	県は、水道のユニバーサルサービスを図るため、当面の取組として、令和7年度までの完了を目指し、本島周辺離島8村の水道広域化に取り組んでおります。 今後の水道広域化については、県内各水道事業体等で構成される「沖縄県水道事業広域連携検討会」において「沖縄県水道広域化推進プラン」に沿った検討が行われることとなっており、県としましては、引き続き、地域の実情に応じた広域化を推進していきたいと考えております。
宮 10	多良間港 (前泊地 区)公園整 備について	多良間港(前泊 地区)公園の整備 をしていただきた い。	美しい海浜景観の保全など持続可能な観光地づくりに向けて、自然環境と住民生活の安らげる場づくりに取り組む必要があることから、モクマオウなどの雑木が生い茂り、荒れ放題となっている多良間港(前泊地区)の景観整備が必要である。ついては、村民、観光客等の憩いの場として公園整備をしていただく必要がある。	多良間港(前泊地区)における景観整備については、既存の港湾施設の利用状況等を踏まえ、多良間村と意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していきたいと考えております。
宮 11	多良間港 (普天間地 区)ターミ ナル建替工 事について	多良間港(普天 間地区)ターミナ ル建替をしていた だきたい。	多良間港(普天間地区)ターミナルは築40年余を超えており老朽化が進んでいる。ついては、その中で天井部分の剥離が進んだため村で修繕をしたが建物自体の耐久性が低く耐震強度もないため建替工事をしていただく必要がある。	多良間港(普天間地区)のターミナルは、多良間村の財産となっており、令和3年度には補修を行ったことを承知しております。 村において、建物の耐久性・耐震性を把握していただき、意見交換を行っていききたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
宮 12	水納島浮き 栈橋につい て	水納島浮き栈橋 の設置をしていた だきたい。	水納島住民は、自家用船で生活用物資、畜産用資材（飼料・化学肥料等）、子牛、親牛、やぎその他必要資材を運搬している。このようなすべての資材の上げ下ろしは、人力による手作業であり、重労働であることは勿論のこと、危険を伴う作業となっている。特に昨今は住民も高齢となり、荷役作業に支障をきたしている。現在、水納島には浮き栈橋がなく、すべての作業は栈橋への上げ下ろしであるため、住民生活は困難を極めている。ついては、すべての荷役作業の軽減、危険防止・安全対策と、水納島での経済活動の継続及び観光客の安全対策のため、浮き栈橋を設置していただく必要がある。	水納島への浮栈橋の整備については、現地の利用状況等を踏まえ、多良間村と意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していきたいと考えております。

II 各地区提出要望事項

5 八重山地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
八 1	G I G A スクール構想における補助制度の拡充及び環境整備に係る財政的支援について	G I G A スクール構想の推進にあたっては、地域格差を生じさせないための補助制度の導入や財政措置を拡充していただきたい。	G I G A スクール構想において、円滑かつ強力に推進していくために必要な財政措置を講じていただきたい。ネット利用にあたり地域格差を生じさせないため、各圏域への大容量通信環境の整備及びS I N E T 接続にあたり要する費用について補助制度を導入していただきたい。また、学校I C T 支援員の安定的な配置、今後導入されるクラウドサービス活用学習者用デジタル教科書などを想定した超高速インターネット利用環境を効果的に実現・維持できるような財政措置の拡充のほか、ネット回線使用料等を含め、本構想の効果的な運用に関する経費及び整備した端末の更新においても、補助制度を導入していただきたい。加えて、休校となった学校が再開される場合における校内L A N 構築に関する費用についても、補助制度を導入する必要がある。	G I G A スクール構想の推進においては、令和2年度に国庫補助金等の活用により、1人1台端末の整備及び高速大容量の通信ネットワークの一体的整備が進められ、今後はその維持・更新が主な課題となっております。 これらについては、全国的な課題となっており、地域格差を生じさせないことが重要であることから、県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会等を通して国に継続的な支援を要望しており、今後も引き続き要望していきたいと考えております。 なお、端末の更新については、令和6年1月に文部科学省から公立学校情報機器整備事業費補助金の交付要綱等が示されたところであり、令和6年度から10年度までの5年間で当該補助金を活用して、端末等の更新が推進されるものと考えております。
八 2	旧八重山病院跡地の利活用について	旧八重山病院跡地については、広く県民、八重山郡民の利益享受を優先とし、公共性の高い利活用をしていただきたい。	平成30年10月に沖縄県立八重山病院が新築移転したことに伴う旧八重山病院跡地の利活用については、貴県ホームページ及び報道等によると、「県立八重山病院職員宿舎整備に係る基本構想策定業務」において、当該跡地を計画予定地として想定しているとのことである。当該跡地は、路線バスの運行地域であることから、島内北部・西部地域住民や、八重山圏域離島住民の交通利便性も高く、その利活用のあり方については八重山郡民の期待も大きい。本圏域の高齢者人口や要介護認定者数の増加により、介護サービス等の需要増加が見込まれる中で、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、八重山圏	旧県立八重山病院跡地の利活用については、これまで石垣市議会等から要請を受けており、病院事業局としては、石垣市をはじめ地元の意向も確認するとともに、関係部局と協議を重ねているところであります。 県病院事業局としましては、できる限り早期に、跡地利用の考え方を提示できるよう取り組んでまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>域の医療・福祉サービスの充実について、「誰もが安心して暮らし、活動できる生活環境の形成に向けては、福祉サービス等の基盤及び活動拠点の計画的な整備を推進し、総合的・一体的な保健・福祉サービスの充実に取り組む」とされている。また、当該跡地は県有地であり、県民共有の資産であることから、広く県民・八重山郡民の利益享受を優先することが望まれ、当該跡地の利活用にあたっては、本圏域の高齢者福祉医療政策の根幹を担う、公共性の高い医療機関等の整備をする必要がある。</p>	
八 三	離島児童生徒への派遣費助成について	離島市町村の児童生徒の派遣に対し、経済的負担が沖縄本島の児童生徒と平等になるよう、将来にわたって継続する助成制度を設けていただきたい。	<p>石垣市では児童生徒が沖縄県内外の大会に参加する際に、一括交付金を活用し、県や各競技連盟主催の大会等の航空運賃等の助成をおこなっており、児童生徒及び保護者の経済的負担軽減を図る上で、必要不可欠な制度である。しかしながら、上記助成を講じた中においても、航空運賃・宿泊費・食費・移動費等、派遣に係る費用は高額となり負担が大きく、沖縄本島の家庭と比べ格差が生じている。離島の交通・生活コストの低減ならびに地理的要因によって、児童生徒らの教育を受ける機会が損なわれないよう、教育機会の拡充を図ることは、県の「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げられていることから、このような離島の不利性の克服に対しては、本市のみならず県内離島市町村すべての共通課題であることから、県が主体となり、将来に渡り継続する格差是正のための助成制度を創設する必要がある。</p>	<p>県教育委員会としましては、離島から本島での県大会や九州大会及び全国大会に参加する生徒に対し、県中体連、県高体連、県特体連、県中文連、県高文連を通して派遣費を助成しており、令和元年度からは離島から本島への派遣費を増額したところです。</p> <p>部活動派遣費支援の充実を図るため、新たな取組として、ふるさと納税制度等を利用したクラウドファンディングの実施に向けて関係部局と調整を行っているところであります。</p> <p>今後とも、派遣費の補助を継続し、離島地域の生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。</p>
八 四	石垣市北部・西部地区の通学困	石垣市北部・西部地区に居住する高校生がいる世帯	<p>石垣市は県内で2番目という広大な面積を有しており、人の移動手段とそれにかかる負担は重要な課題である。石垣市北部・西部地区は市内南部にある高校まで車</p>	<p>高校未設置離島を有する市町村においては、島を出て進学する高校生の居住費等を支援していくため、離島高校生修学支援事業を実施しております。本事業に対して</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	難な高校生への支援について	は、公共交通機関による通学が困難であることから、他地区と比較し経済的負担が大きいため、寮費補助等の支援をしていただきたい。	で約1時間を要することから、移動にかかる負担回避のため、子どもが高校に進学すると、世帯ごと通学に支障のない地区へ移り住む状況があり、北部・西部地区の過疎化の要因の一つとなっている。このような状況のなか、児童の減少により昨年度から北部地区の平久保小学校が休校となったことで、早急な通学環境の改善、他地区との格差是正が求められている。国庫補助である離島高校生修学支援事業において、寮費を一部助成する制度はあるが、島内に高校を有する自治体は同補助の対象外とされているため、通学が困難な地域の生徒に対しても対象に含める等、沖縄県独自の支援制度を創設する必要がある。	<p>は、国が2分の1の補助を行っており、県も4分の1の補助を行っているところであります。</p> <p>あわせて、県立学校寄宿舎は、遠隔地の生徒の学校生活の便宜を図ることを目的に設置しており、その費用は民間賃貸住宅等と比べ低廉となるよう支援しているところです。</p> <p>このほか、住民税所得割非課税世帯及び一定の所得基準に満たないひとり親家庭の高校生等を対象として、バス通学の無料化を実施しております。</p> <p>今後、当該地域における就学の実情を踏まえ、既存制度との均衡、へき地教育の振興の観点から支援のあり方について、石垣市及び関係部局と意見交換をしてまいります。</p>
八 5	狩猟者研修センター等の建設について	県内に狩猟者研修センター等の施設がないため、建設をしていただきたい。	県内に有害駆除実施者の猟銃における研修場所がないため、実施者の安全面の確保や資質向上の面で課題がある。また、新規で有害駆除の資格を取得する際にも、県外までの費用負担が大きい状況である。そのため、有害駆除実施者の育成のための狩猟者研修センター等の建設の必要がある。石垣市は、基幹産業のサトウキビをはじめ、パインアップル、野菜など、農家が丹精込めて生産しているが、毎年の生産物の出来に加えて、有害鳥獣の被害が深刻になっている状態である。被害を防止するために、有害駆除実施者に有害鳥獣の駆除を依頼しているが、被害は一向に収まらない状況である。ついては、県内に狩猟者研修センター等の施設を建設する必要がある。	<p>農作物等へ被害を及ぼす鳥獣を捕獲するため、その担い手である狩猟者の技能向上は重要であると認識しております。</p> <p>そのため、県では、国の鳥獣被害防止対策交付金を活用し、県内の実施隊員を対象に、県外の射撃場において研修を実施したほか、石垣市とも意見交換等を重ねてきたところであります。</p> <p>狩猟者研修センター等の建設にあたっては、同交付金をはじめ、国の各種補助金等の活用が考えられますが、一方で、補助金毎に、さまざまな採択要件が定められております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				県としましては、各種補助金等の情報提供に努めるほか、引き続き、意見交換を継続するなど、鳥獣被害防止の取組みを支援してまいります。
八 6	空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期供用開始について	空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期の全面供用開始に向けて取り組んでいただきたい。	新空港開港以降、観光客のレンタカー利用増加に伴い、空港～市街地間の一部区間において混雑する状況が発生し市民の生活にも影響を与えている。また、石垣市役所新庁舎や県立八重山病院が接していることから今後も周辺道路の利用増加が見込まれるため、空港アクセス道路（県道石垣空港線）については一部供用開始されているものの、早期の全面供用開始が必要である。	<p>県道石垣空港線は、これまでに、平得北交差点から市道タナドー線交差点までの約1.8km及び新石垣空港から市道宮良産業道路までの約2kmの区間について、暫定供用しております。</p> <p>また、重点的に整備してきた市道宮良産業道路から市道新田線までの約1.5kmについて、令和6年3月に供用したところであり、引き続き、石垣市と連携を図りながら、早期の全線供用に向けて取り組んでまいります。</p>
八 7	国際観光都市の確立に向けた新石垣空港の機能拡充について	新石垣空港の滑走路を800m延長するとともに国内線ターミナルビル並びに駐車場を拡張していただきたい。	新石垣空港は平成25年に開港し、年間乗降客数は開港前の約162万人から増加の一途をたどり、令和元年は約260万人まで増加している。また、貨物取扱量も同様の増加傾向である。これは、新空港整備における計画段階の将来予測を上回っている。このことから、大型機材を受け入れるための滑走路800m延長及び、国内線ターミナルビル並びに駐車場の狭隘化解消が急務となっている。また、国際便再航時の海外からの観光客も含め、沖縄県が掲げる観光客数1200万人という目標を達成するためにも、滑走路800m延長及び受入態勢の充実等、新石垣空港の機能を拡充する必要がある。	<p>滑走路の延長整備については、航空会社の意向確認や延長整備に伴う技術上及び環境上の課題、空港用地拡張に対する住民合意など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。</p> <p>また、国内線ターミナルビル拡張については、同ビルを所有する石垣空港ターミナル株式会社及び関係各所の意見等を踏まえて、必要に応じて支援を検討していきたいと考えております。</p> <p>駐車場の狭隘解消については、令和3年10月に拡張分の供用開始を行っておりますが、今後の混雑の状況を踏まえ、整備の必要性を含め、検討していきたいと考えております。</p>
八 8	農林漁業資材等輸送費	農林水産物出荷における条件不利	竹富町は離島の更に離島に位置し、肥料、飼料、農林漁業資材等の購入において輸送費が嵩むことで農家経営	令和4年度から実施している農林水産物条件不利性解消事業における北部・離島地域振興対策は、令和8年度

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	の補助について	性解消事業同様、農林漁業資材等の移入に係る費用についても補助をしていただきたい。	を圧迫している。また、コロナ禍と併せて燃料、肥料、飼料等各種高騰により影響は顕著となっており、今後、新規就労者の確保や、後継者育成等本町農林漁業振興への影響が懸念される。離島地域における不利性を解消する観点から、移入に係る輸送費の補助が必要である。	<p>まで北部・離島市町村における域外出荷コストの負担軽減事業を補助するものとなっております。</p> <p>農林漁業資材等に関する移入コストの負担軽減につきましては、令和9年度以降の事業のあり方に関する国との協議等に向けて、関係市町村で構成する協議会等において検討してまいります。</p>
八 九	離島におけるごみの海上輸送費用補助について	廃棄物処理において各島からの廃棄物輸送に係る費用の補助をしていただきたい。	竹富町は9つの有人島を有し、うち6島（竹富島、黒島、小浜島、鳩間島、波照間島、西表島）で廃棄物処理施設を整備し、中間処理（焼却・分別等）を行っている。そこで、西表島以外の施設で、排出される焼却残渣や資源ごみ等は、海上輸送を経て、西表島にある竹富町リサイクルセンターへ搬入している。更に、竹富町リサイクルセンターで最終選別の上、圧縮梱包されたリサイクル資源は、石垣島を経由し沖縄本島や九州地方の再生処理施設へと海上輸送されている。このように、本町は島嶼の町であるがゆえに輸送手段を海上輸送に頼らざるを得ない現状にあり輸送費が高額となるため、費用の補助が必要である。	<p>一般廃棄物の処理は市町村の責務となっておりますが、ごみ処理の広域化は処理費用を含め効率的な処理が図られることから、県においては、平成25年度から平成27年度にかけて、離島市町村における「ごみ処理広域化」の調査を行うとともに、令和3年度には「沖縄県ごみ処理広域化計画」を見直し、広域化の推進を図っているところ。</p> <p>また、県は、平成29年度から令和3年度にかけて「離島廃棄物適正処理促進事業」において、離島地域の処理費用の低減化について検討を行っており、輸送コスト低減の可能性がある廃棄物処理業者の情報を取りまとめ、離島市町村に提供するとともに、産業廃棄物と一般廃棄物をあわせて処理する「あわせ処理」に係る実証試験において処理コストの低減が確認できたことから、「あわせ処理」を離島市町村に推進しているところ。</p> <p>令和4年度からは、「島しょ型資源循環社会構築事業」において、離島を含めた県内全域においてプラスチック等の効率的なリサイクル体制の構築に向けて調査検討を進めているところ。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				県としましては、引き続き離島における廃棄物処理の課題解決に取り組んでまいります。
八 10	巡回診療の再開について	西表島船浮地区における巡回診療を再開していただきたい。	数年前まで定期的に行われてきた巡回診療は現在中止されている状況である。当地区は医療機関が無く、陸の孤島という特異な立地条件があり、高齢者にとっては西表島の診療所に通うことが困難であるため巡回診療を行う必要がある。	西表西部診療所が行っていた、船浮地区の巡回診療については、令和元年度に常勤医師が病気休暇を取得して以降、中止しております。 西表西部診療所による巡回診療の再開については、体調不良の原因が過重労働であったことから、慎重に検討を行う必要がある、引き続き、関係機関と協議を行ってまいります。 船浮地区における医療提供体制については、引き続き地元自治体や関係団体とも協力しながら確保を図ってまいります。
八 11	港の整備について	黒島港における船揚げ場整備、小浜港の荷捌き場整備及び駐車場拡張をしていただきたい。	近年、黒島地区は、観光業や個人所有の船が増え船の係留場所が不足している他、船揚げ場も手狭であるため黒島港を整備する必要がある。小浜地区は、現在の荷捌き場が長年手狭であり、継続して要望しているところである。また、老朽化した東屋を取り壊し駐車場を拡張する必要がある。	黒島港における船揚げ場の整備、小浜港における駐車場の整備については、竹富町と意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していきたいと考えております。 また、小浜港の屋根付き荷捌地の整備及び、老朽化した東屋の撤去については、令和5年度に完了してまいります。
八 12	県道の整備について	西表島上原地区旧県道の歩道整備をしていただきたい。	上原地区旧県道について、歩行者の安全確保のため歩道を早期整備する必要がある。	白浜南風見線の上原地区旧県道区間については、一部歩道が未整備となっている箇所があります。 現在、交通安全事業の通学路対策として、国土交通省の通常補助での歩道設置を実施しているところでありま

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
八 13	与那国空港及び新港湾の整備について	与那国空港の機能拡充及び立地的に費用対効果が得られ、通年の静穏度も期待できる新たな港湾整備促進が図れるよう支援をいただきたい。	台湾に最も近い与那国町は、国民保護の観点から有事の際、島外へ全島民を避難させる必要があり、その際は船舶や航空機での移動を余儀なくされている。そのためにも、平成19年に滑走路を延長し、輸送能力の増加を図っていただいたが、現空港の更なる機能拡充と、県管理祖納港の冬季時の静穏度確保困難による不便性問題を解決する、新たな港湾の整備が必要である。	与那国空港については、平成19年に整備を完了しており、現状で十分な機能を有しているものと認識しております。 空港の機能拡充については、就航する航空会社の意向確認や整備に伴う技術上及び環境上の課題、空港用地拡張に対する住民合意など、解決すべき課題が多く、整備の必要性も含め、今後、検討していく必要があると考えております。 与那国町における新たな港湾の整備については、その必要性について、現在、祖納港で実施している静穏度対策事業の整備効果等を踏まえた上で検討していく必要があると考えております。
八 14	国境交流再開に向けた事業への支援について	台湾との国境交流再開に向けて、船舶による定期航路化を実現すべく取り組んでいる「国境交流結節点化推進事業」について特に調整が必要となる関係省庁への様々な手続き及び必要な施設の整備に関して支援をいただきたい。	与那国町が過去に行った国境交易・交流事業再開に向けた取り組み活動を基に、新たな展開として高速船を活用した社会実験への挑戦及び定期航路化に向けた実績の上積みを目指して新たな事業に取り組んでおります。当該取り組みは、新しい可能性による地域活性化を目指す施策として重要な事業であります。しかしながら不開港である本町の港においては、様々な法令等による制約が多く、国境交流事業において最大の課題となっております。ついては、C I Qに関する諸手続きや、必要となるハード面での課題解決についての支援が必要である。	国境に位置する与那国町の地理的優位性及び歴史的特性を踏まえ、姉妹都市である台湾花蓮市との外航不定期航路を開設することは、人口交流の拡大や物流促進などの観点からも、地域振興に繋がる取り組みであるものと認識しております。 このため、町が主催する「検討委員会」に県からも関係部局職員を派遣し町の事業計画に関して意見交換を行ってきたところであります。 税関・出入国管理・検疫所に係る許認可は国の管轄事務になりますが、同町からの具体的な求めがありましたら、関係部局とも連携して必要な助言を行うなど、県としても支援してまいりたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
八 15	離島地域における感染症予防・対応実行計画の策定支援について	コロナ禍後の国境交流事業の再開及び関連施策を推進するにあたり、感染症予防・対応実行計画の策定が必要であることから、沖縄県感染症予防計画との整合性を踏まえた内容とするためにも、計画策定にあたり支援をいただきたい。	コロナ禍後の地域経済の活性化促進を図るためにも、国境交流事業の再開と新たな施策を推進する必要があるが、そのためには、感染症に対する対策を明確にする必要があると思われる。人々の往来による目に見えないウイルスや細菌、真菌など病原体への対応は重要であり、コロナにより多くの課題が浮き彫りとなっている現状を踏まえ、国境の離島として、感染症に対する正しい知識と予防方法の周知、発生時初動対応及び搬送のあり方等、備えるべき防疫対策を確立する必要がある。については、与那国町だけではなく八重山広域内での連動及び沖縄県との連携も合わせた現実的な感染症予防・対応実行計画が策定できるよう支援が必要である。	<p>新感染症等の発生に備え、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、市町村は、対策の実施に関する計画の策定又は見直しを行うこととなっております。</p> <p>なお、同法に基づく計画の策定及び見直しに当たっては、県が定める予防計画との整合性の確保を図ることとなっております。</p> <p>県としましては、市町村の計画策定や見直しを支援するため、同法の趣旨を踏まえ、住民等への適切な情報提供やまん延防止の措置などについて、必要な助言等を行ってまいります。</p>